
双葉町第9期介護保険事業計画 及び高齢者保健福祉計画

令和6年3月
双 葉 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨・目的	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	6
5 計画の進行管理	7
第2章 高齢者を取り巻く現状	8
1 人口等の推移	8
2 高齢者ニーズ調査から得られた高齢者の状況	11
3 介護保険事業の状況	22
4 高齢者の介護・福祉に関する課題の整理	24
第3章 計画の目指す方向	26
1 基本理念	26
2 重点施策	26
3 基本目標	28
4 施策の体系	29
第4章 施策の推進	30
基本目標1 心身ともに健やかな暮らしの支援	30
1 各種社会参加・生きがい活動の促進	30
2 自立支援・重度化防止を目指した介護予防の推進と健康づくり支援	31
基本目標2 ぬくもりのある環境づくり	33
1 生活支援の推進	33
2 地域包括ケアシステムの深化	35
3 安心・安全の環境づくりの推進	38
4 認知症対策の推進	39
5 権利擁護支援の取組	40
基本目標3 介護保険サービスの充実と介護保険事業の円滑な運営	41
1 介護保険事業の適正な運営	41
2 地域支援事業の推進	43
基本目標4 被災高齢者支援の推進	45
1 原発避難者特例法に基づく特例事務	45
2 複合施設を中心にした支援体制の確保	45
3 地域支え合い体制づくり	45
4 高齢者施設の復旧	45
5 国・県等への要望	45

第5章	介護保険サービスの見込み・保険料	46
1	計画期間の高齢者数・要介護認定者数の推計	46
2	居宅サービスの推進	47
3	地域密着型サービスの推進	55
4	施設サービスの推進	59
5	介護保険給付費の見込みと介護保険料の算定	61
資	料	68
1	条例・規則	68
2	委員名簿	70
3	策定経過	71
4	計画の推進にむけた項目整理表	72

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨・目的

① 計画策定の背景・趣旨

わが国の人口が減少している中、高齢化は加速しており、総務省統計局によると、令和5年9月15日現在で、65歳以上人口は3,623万人と、国民の29.1%が高齢者となっています。これは戦後生まれの、いわゆる団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が高齢者となり、65～74歳の前期高齢者よりも75歳以上の後期高齢者が多くなっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和22年には高齢化率は34.8%となり、75歳以上の占める割合は19.7%に上ると見込まれています。

高齢期をいきいきと過ごせるように、加齢に伴う心身機能の低下を可能な限り予防し、健康寿命の延伸を図ることはもちろん、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる支援やサービス体制の充実が必要です。このような中で、国では高齢者一人ひとりの状態に応じて、「予防」「介護」「医療」「生活支援」「住まい」の5つの支援・サービスを一体的に提供し、地域の様々な支援・サービスの仕組みを活用しながら、高齢者施策全体の進展を図る「地域包括ケアシステム」が進められてきました。また、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、施策を総合的かつ計画的に推進する「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が、令和5年6月に成立し、令和7年1月に施行されます。

団塊の世代の全てが75歳以上の後期高齢者となるとなる令和7（2025）年が間近にせまっており、その後、現役世代が減少を続け、団塊の世代の子ども世代が高齢者となり、高齢者数がピークを迎えると推測される令和22（2040）年を見据え、各自治体に「地域包括ケアシステム」の構築とその深化による「地域共生社会」の実現が求められています。

全国的に人口減少社会となり、高齢化が進むなか、双葉町においては高齢化率が35%を超えて高い水準となっています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下、「震災」という。）とこれに起因した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原子力災害」という。）により、今なお町民の多くが避難先での生活となっています。なかでも、高齢者の暮らしへの影響は大きく、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増えています。一人ひとりの状況で抱える課題も異なっている点など、高齢者の状況を十分踏まえ、今後の高齢者施策、介護保険事業の運営等の方向を示す計画として、本計画を策定します。

② 震災及び原子力災害に対応した高齢者支援施策の推進

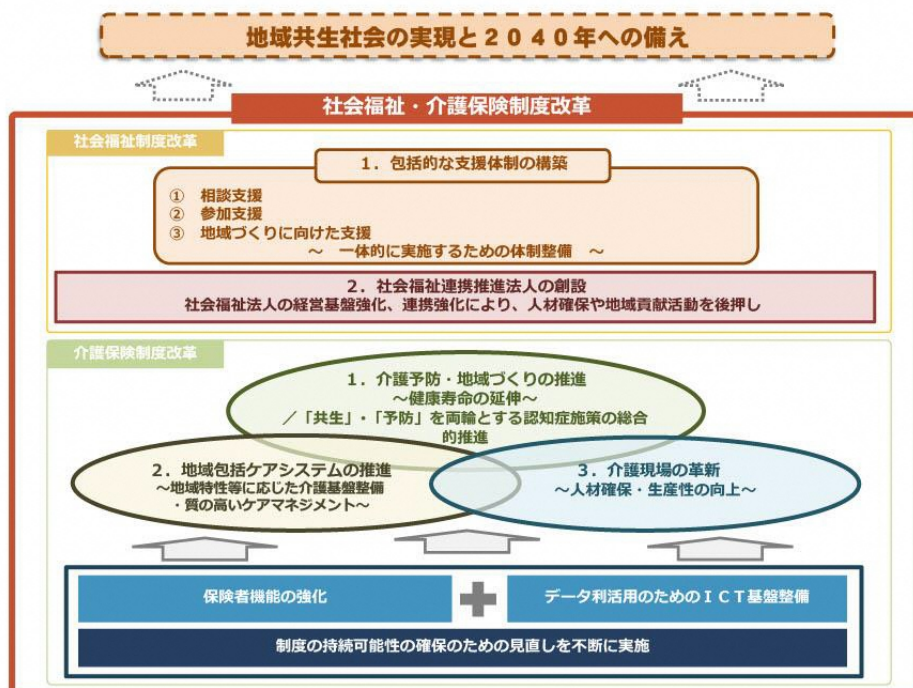
本計画は介護保険制度や高齢者施策の動向を踏まえながら、平成 23 年 3 月に起きた震災と原子力災害の影響による高齢者の状況の変化を十分に考慮した上で、今後の双葉町の高齢者福祉・介護の基本的な方向を示す計画として策定・推進します。そして、本計画は帰還に向けた「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」との整合を図りながら、高齢者支援施策の一層の推進を図ります。

③ 国の基本指針について

令和 5 年度の介護保険制度改正の目指す方向は、以下のとおりです。

【改正の目指す方向】

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、今後の医療・介護ニーズや人口動態の変化等を踏まえながら、医療提供体制に係る議論と軌を一にして、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備を図ること。
- 次期計画期間内に迎えることになる2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現を目指す取組を更に加速化させること。
- 85歳以上高齢者の急増に伴い介護サービス需要や介護給付費の急増が見込まれる一方、サービスの担い手である現役世代が急減していくという非常に厳しいフェーズに対応し、介護保険制度の財政的な持続可能性に加え、足下の介護人材確保と介護現場の生産性向上によりサービスの質の確保や基盤整備、職員の負担軽減を図り、サービス提供の持続可能性を高めること。
- 市町村には、住民に最も身近な基礎自治体であり地域包括ケアシステムの構築を主導する存在として、保険料の徴収や要介護認定、給付としてのサービス基盤の整備など、狭い意味での保険者としての役割に加え、地域ニーズを的確に把握し、地域支援事業における地域づくりに資する様々な取組を主体的に推進する役割についても、保険者として果たしていくことを求めたい。



出典:厚生労働省社会保障審議会資料

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）が定められ、市町村は基本指針をもとに市町村介護保険事業計画を作成します。第9期計画策定における国の基本指針の概要は次のとおりです。

【国の基本指針の概要】

項目	内容
基本的な考え方	・第9期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになる。 ・高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。 ・都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。
介護サービス基盤の計画的な整備	①地域の実情に応じたサービス基盤の整備 ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要 ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要 ・中長期的なサービス需要の見込みを、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
	②在宅サービスの充実 ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及 ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの設備を推進することの重要性 ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実
地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	①地域共生社会の実現 ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進 ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待 ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
	②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

項目		内容
	③保険者機能の強化	・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上		・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施 ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用 ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

出典:厚生労働省資料より作成

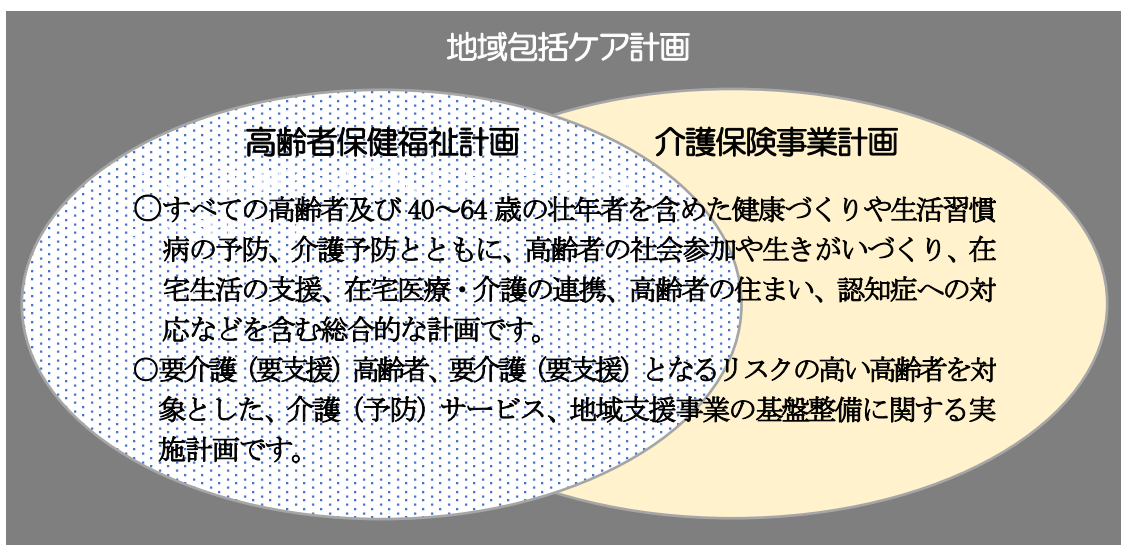
2 計画の位置づけ

① 法的根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定します。なお、「介護保険事業計画」は第 9 期の計画となります。

あわせて、第 5 期から開始している地域包括ケアシステム構築のための取組を継承し、さらに深化・推進していくものです。

【計画の内容】



② 他計画等との関係

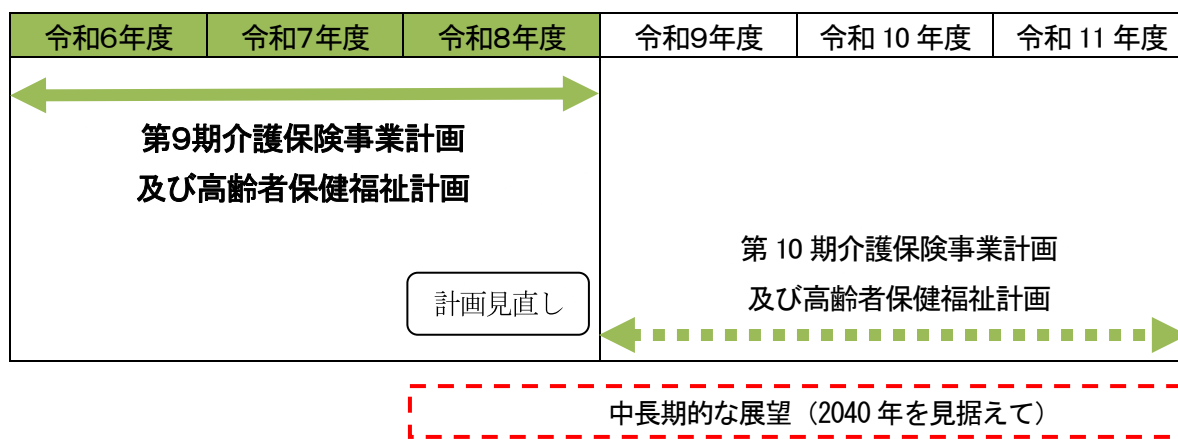
本計画は、国・県の指針等を十分踏まえた上で、「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」などの上位計画、健康福祉分野の諸計画との整合を図りながら策定しました。

3 計画の期間

介護保険法において介護保険事業計画は3年を1期と定められており、高齢者福祉計画は介護保険事業計画と一体のものとして作成することが定められています。

本計画は、令和6年度から令和8年度までとします。なお、本計画期間に高齢者人口及び要支援・要介護認定者数、介護給付費等の大幅な変動があり、見込みを大きく上回った場合は、必要に応じて計画の改定を行うこととします。

【計画期間】



4 計画の策定体制

① 双葉町福祉計画推進協議会

計画の策定にあたっては、健康福祉課を事務局とし、庁内の関係各課と連携を図るとともに、施策の対象となる高齢者の意見を広く聴取し、反映させるため、高齢者福祉に関する知識及び経験を有する、保健・医療・福祉関係機関・団体、介護サービス提供事業者や町民等の代表者からなる「双葉町福祉計画推進協議会」を設置し、ご意見をいただきながら策定します。

② 高齢者日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査の実施

高齢者の方々の生活機能の状態を把握して、「双葉町第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」を見直し、本計画策定の基礎資料とするために実施しました。

【高齢者調査の実施概要】

調査目的：本調査は、「双葉町第9期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」の策定に向けて、高齢者保健福祉施策の推進と介護保険事業の円滑な実施をめざし、国の示す日常生活圏域ニーズ調査手法を用いて、高齢者の生活状況、健康状況等を把握し、計画見直しの重要な基礎資料とするために実施する。

調査対象：双葉町の高齢者（要支援・要介護認定を受けていない高齢者、要支援・要介護認定を受けて自宅で生活している高齢者）

調査方法：郵送により配布・回収

調査時期：令和4年10月21日～11月7日

回収結果：配布数 1,000件 回収数 562件 回答率 56.2%

5 計画の進行管理

「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」をはじめとする上位・関連計画との整合を図ることを基本に、適宜、高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の変動の把握に努め、各施策の進捗状況を定期的に点検します。PDCAサイクルの手法を取り入れながら、「双葉町福祉計画推進協議会」に定期的に報告し、ご意見をいただきながら推進します。

本計画について町民に、広報紙やホームページを通じて周知を図ります。

第2章 高齢者を取り巻く現状

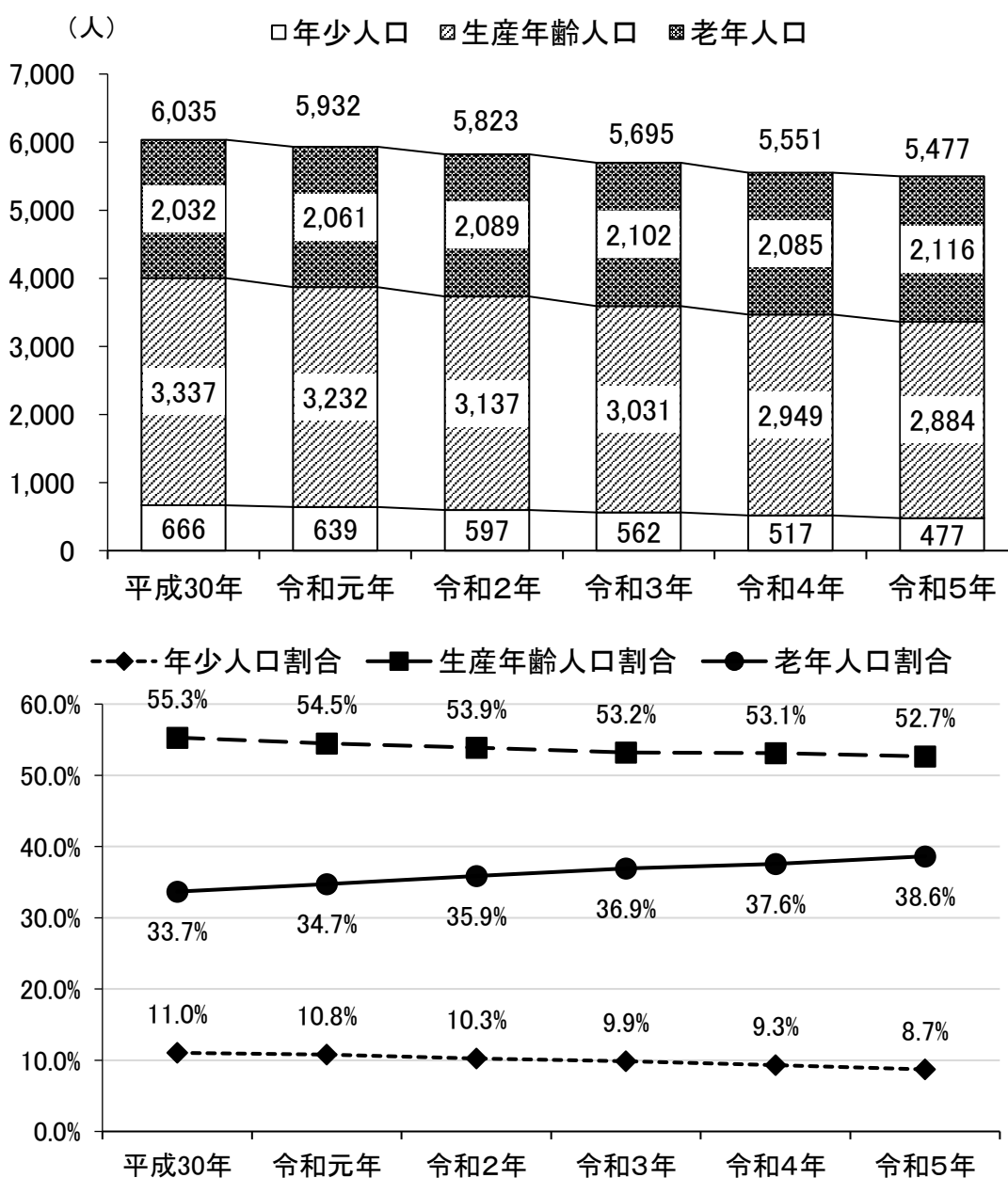
1 人口等の推移

1-1 総人口・人口構成

町の総人口は、令和元年に 6,000 人を下回り、令和4年は 5,551 人、令和5年は 5,477 人に減少しています。

年齢構成別では、0～14 歳の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口はともに減少しており、生産年齢人口は平成30年の3,337 人から令和5年は 2,884 人に減少しています。一方、65 歳以上の老年人口は令和3年に 2,102 人となり、令和5年は 2,116 人と近年で最も多く、老年人口割合は 38.6%となっています。

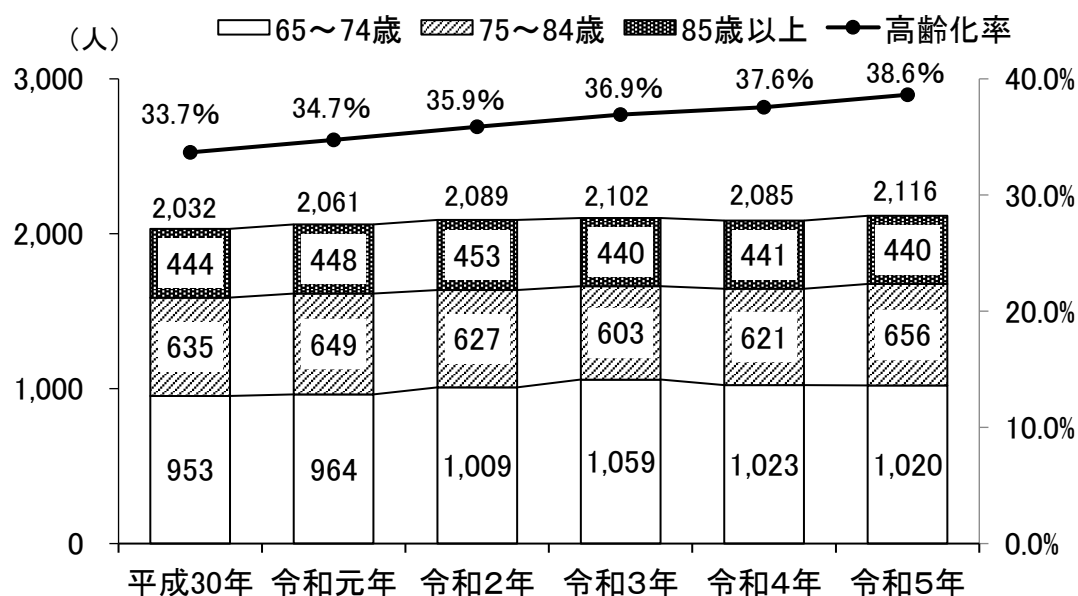
【総人口の推移(各年9月末日現在)】



1-2 高齢者人口

65～74歳の前期高齢者は令和3年まで微増していましたが、令和4年は1,023人、令和5年は1,020人となっており、75歳～84歳が微増し、令和5年は656人となっています。

【高齢者人口の推移(各年9月末日現在)】



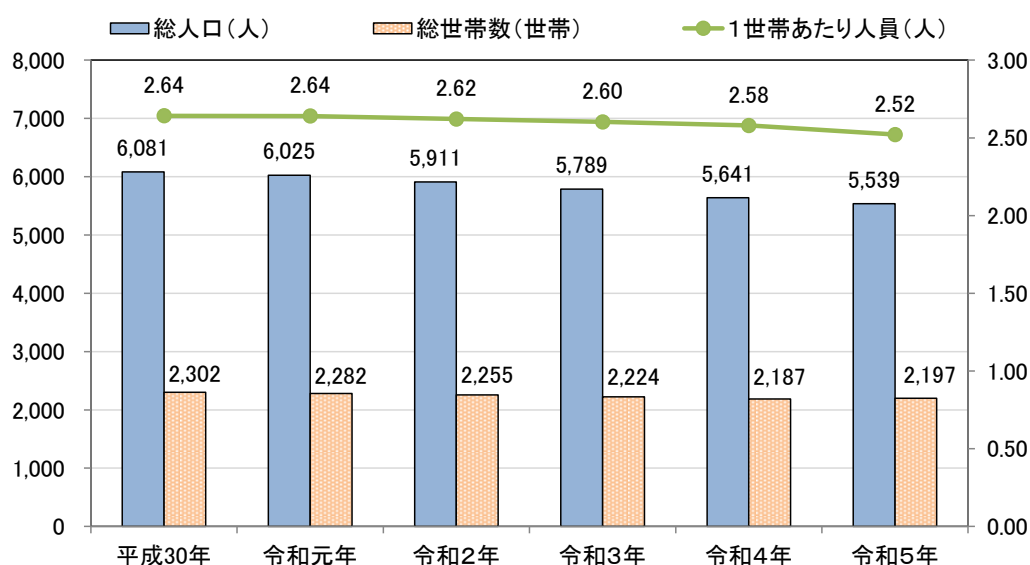
出典:住民基本台帳

1-3 世帯の状況

世帯数は令和元年以降、2,200人台を減少傾向で推移し、令和4年に2,200世帯を下回り、令和5年の世帯数は2,197世帯となっています。

1世帯あたり人員は令和4年以降2.60人を下回り、令和5年は2.52人となっています。

【世帯と1世帯あたり人員の推移(各年1月1日現在)】



出典:住民基本台帳

1-4 避難状況

全町民の避難状況は、令和5年12月1日現在で福島県内が58.8%、福島県外は41.2%となっており、令和2年と同様の状況となっています。避難先も令和2年同様、いわき市が30%強と多くなっています。

高齢者の避難状況は、令和6年2月1日現在で福島県内が65.6%と、県内居住の割合が高く、県外は34.4%となっています。避難先はいわき市が34.4%となっています。

【避難状況(令和5年12月1日現在)】

	福島県内	福島県外	合 計
令和5年(全町民)	3,848 人(58.8%)	2,695 人(41.2%)	6,543 人(100.0%)
令和2年(全町民)	4,021 人(59.1%)	2,786 人(40.9%)	6,807 人(100.0%)

(単位:人)

	福島県 以外の 北海道・ 東北	福島県内				関東		それ以外 の都道府 県・国外	合計
		いわき市	郡山市	南相馬市	その他 県内	埼玉 県内	その他 の関東 地方		
令和5 年(全 町民)	309 (4.7%)	2,065 (31.6%)	586 (9.0%)	261 (4.0%)	936 (14.3%)	746 (11.4%)	1,327 (20.3%)	313 (4.8%)	6,543 (100.0%)
令和2 年(全 町民)	320 (4.7%)	2,180 (32.0%)	652 (9.6%)	271 (4.0%)	918 (13.5%)	782 (11.5%)	1,355 (19.9%)	329 (4.8%)	6,807 (100.0%)

令和5年12月31日現在

【高齢者の避難状況(令和6年2月1日現在)】

	福島県内	福島県外	合 計
令和6年(高齢者)	1,425 人(65.6%)	747 人(34.4%)	2,172 人(100.0%)

(単位:人)

	福島県 以外の 北海道・ 東北	福島県内				関東		それ以外 の都道府 県・国外	合計
		いわき市	郡山市	南相馬市	その他 県内	埼玉 県内	その他 の関東 地方		
令和6 年(高 齢者)	84 (3.9%)	747 (34.4%)	232 (10.7%)	90 (4.1%)	356 (16.4%)	236 (10.9%)	362 (16.7%)	65 (3.0%)	2,172 (100.0%)

2 高齢者ニーズ調査から得られた高齢者の状況

本計画の策定にあたり、認定を受けていない高齢者と要支援認定者は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を、要介護1以上の在宅で生活する要介護認定者には在宅介護実態調査を実施しました。

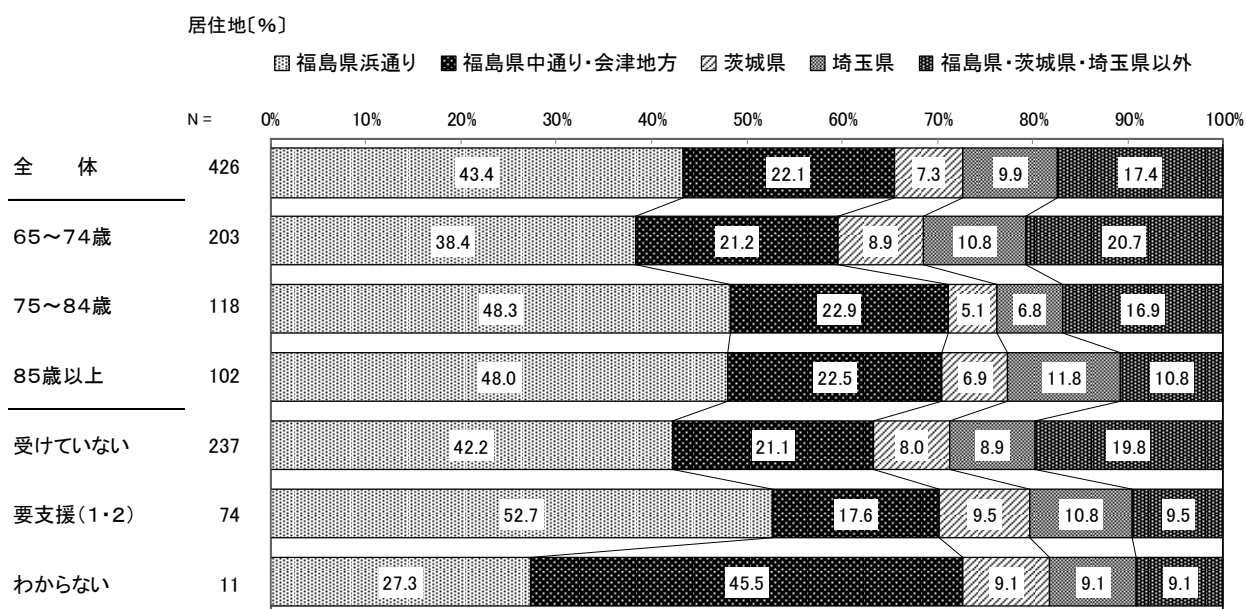
【調査概要】

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査	合計
対象者	要支援認定(要支援1・2)を受けて、在宅で生活している高齢者全員と認定を受けていない高齢者を無作為抽出	要介護認定(要介護1～5)を受けて、在宅で生活している高齢者全員	
配布数	761 件	239 件	1,000 件
回収数	426 件	136 件	562 件
回収率	56.0%	56.9%	56.2%

2-1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 居住地

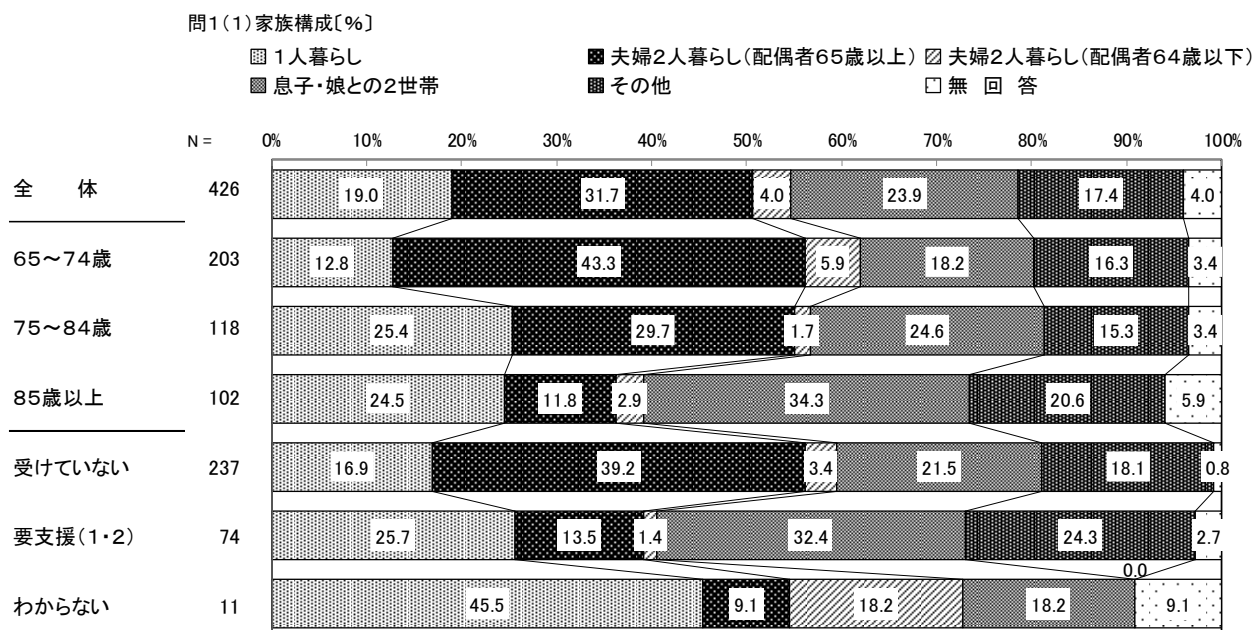
「福島県浜通り」が43.4%【37.7%】と多く、「福島県中通り・会津地方」が22.1%【28.7%】、「福島県・茨城県・埼玉県以外」が17.4%【12.3%】、「埼玉県」が9.9%【10.3%】、「茨城県」が7.3%【7.5%】となっています。



※文中の【 】の数値は令和元年度に実施した双葉町高齢者調査の結果です。

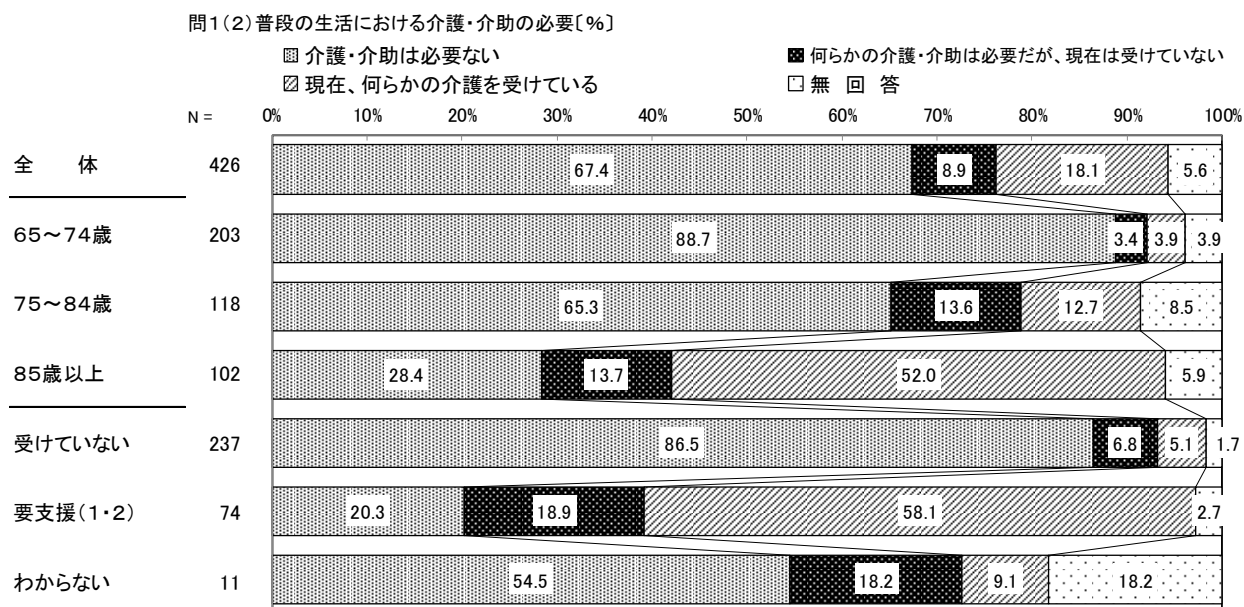
② 家族構成

「夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 31.7%【33.5%】と多く、「息子・娘との2世帯」が 23.9%【23.2%】、「1人暮らし」が 19.0%【19.3%】、「その他」が 17.4%【14.9%】となっています。



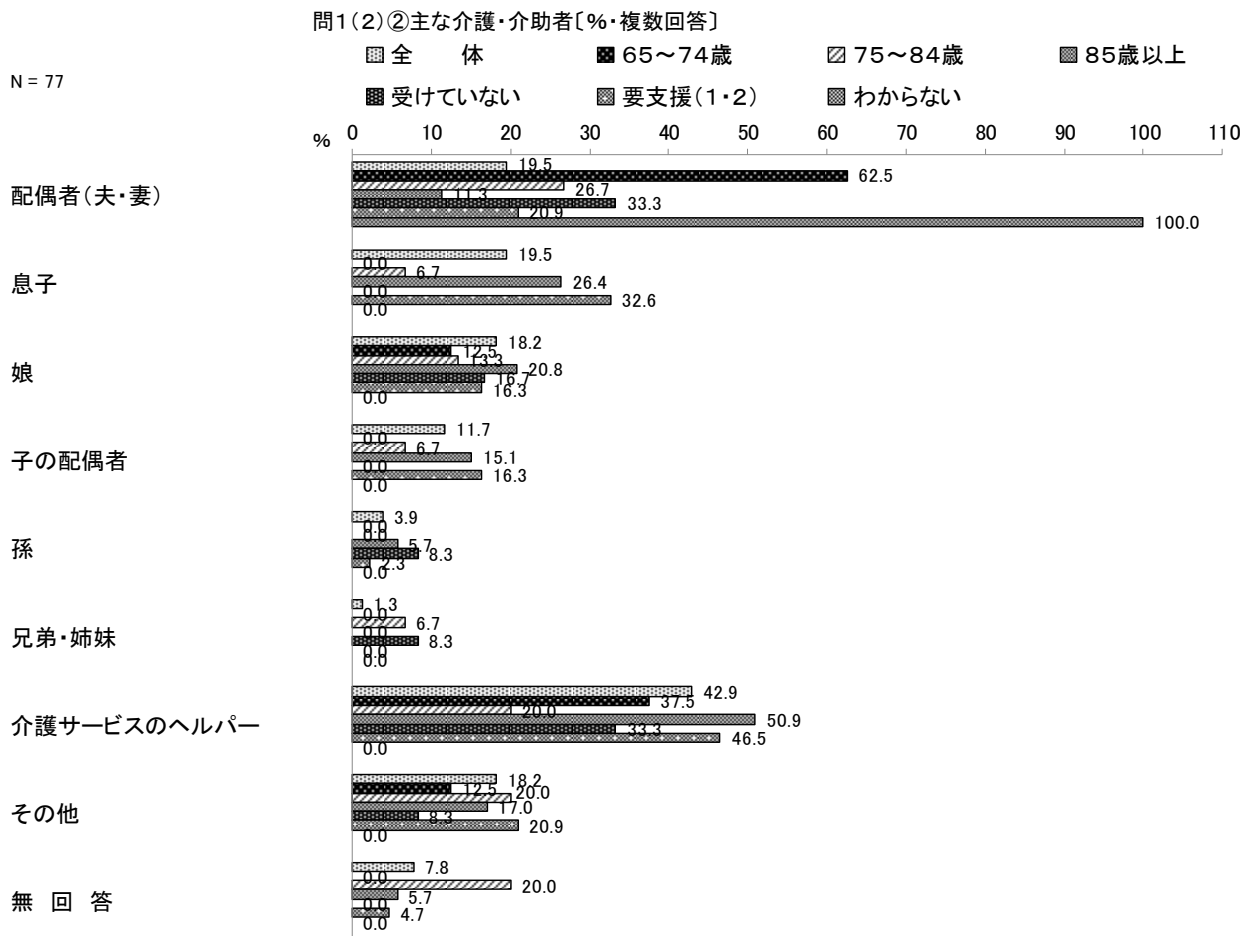
③ 普段の生活での介護・介助の必要性

「介護・介助は必要ない」が 67.4%【70.9%】と多く、「現在、何らかの介護を受けている」が 18.1%【13.6%】、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 8.9%【10.0%】となっています。



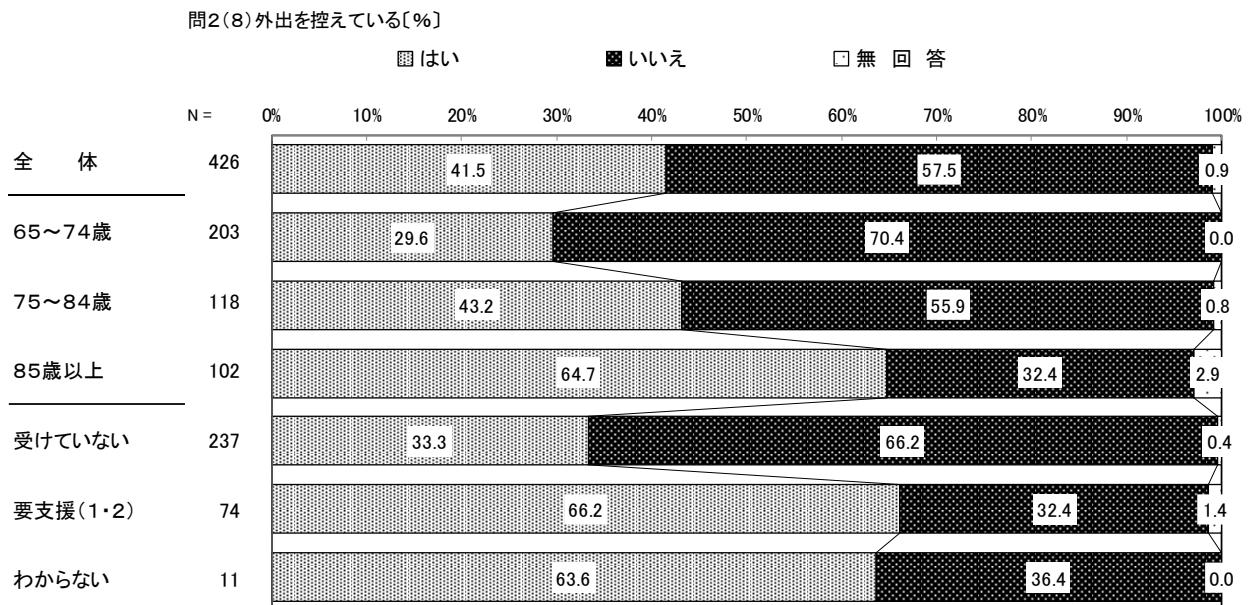
④ 主な介護者

「介護サービスのヘルパー」が42.9%【40.8%】と多く、「配偶者（夫・妻）」と「息子」がともに19.5%【14.1%、22.5%】、「娘」と「その他」がともに18.2%【22.5%、21.1%】となっています。

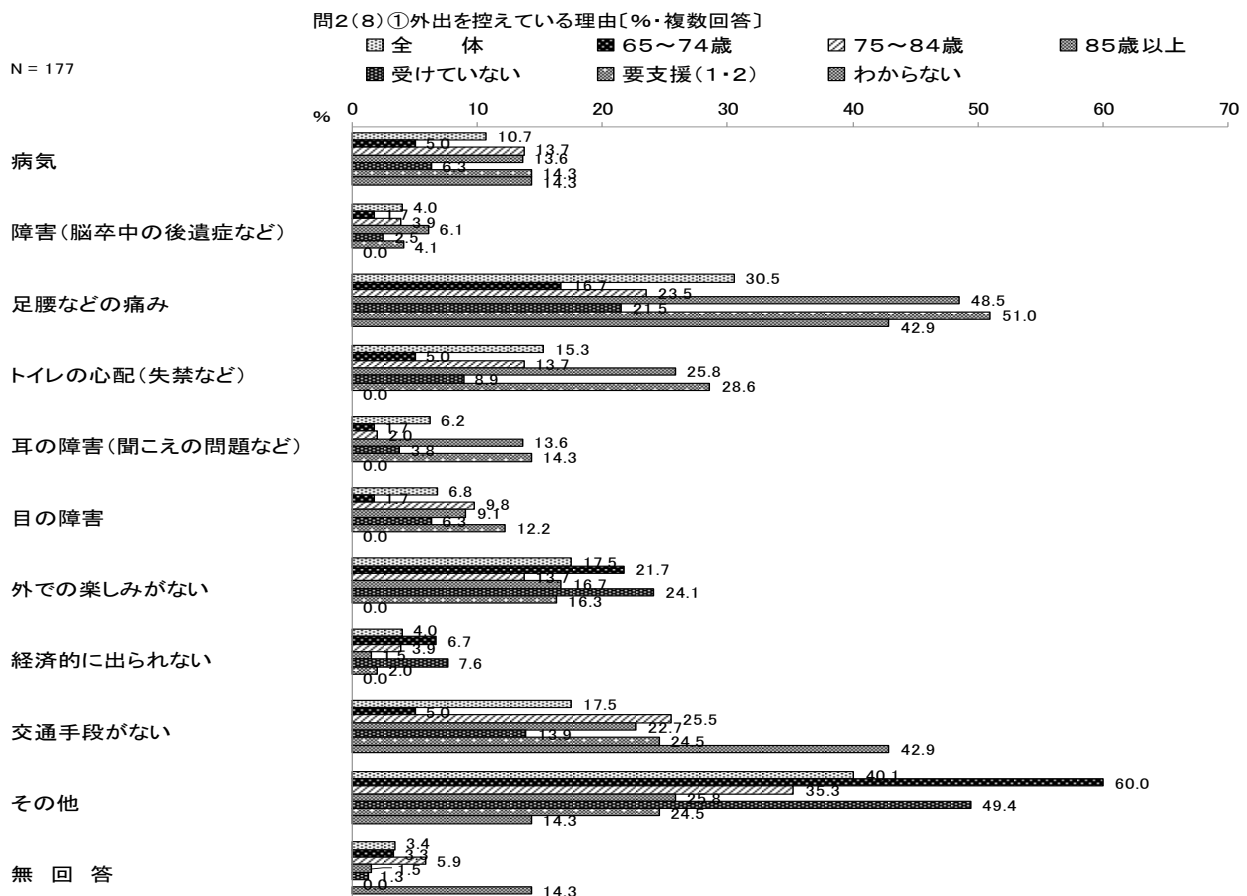


⑤ 外出状況

外出を控えているかどうかについては、「いいえ」が57.5%【73.2%】と多く、「はい」が41.5%【24.9%】となっています。



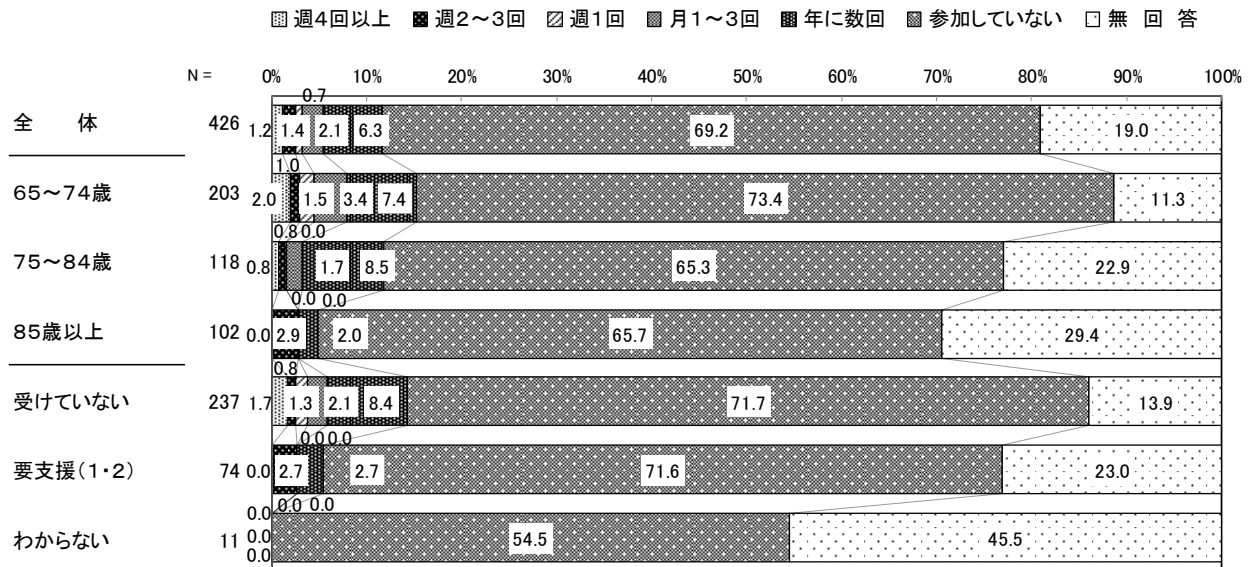
外出を控えている理由については、「その他」が40.1%【15.4%】、「足腰などの痛み」が30.5%【57.7%】、「外での楽しみがない」と「交通手段がない」がともに17.5%【24.6%、16.9%】、「トイレの心配(失禁など)」が15.3%【23.8%】、「病気」が10.7%【16.9%】となっています。



⑥ 地域活動等への参加状況

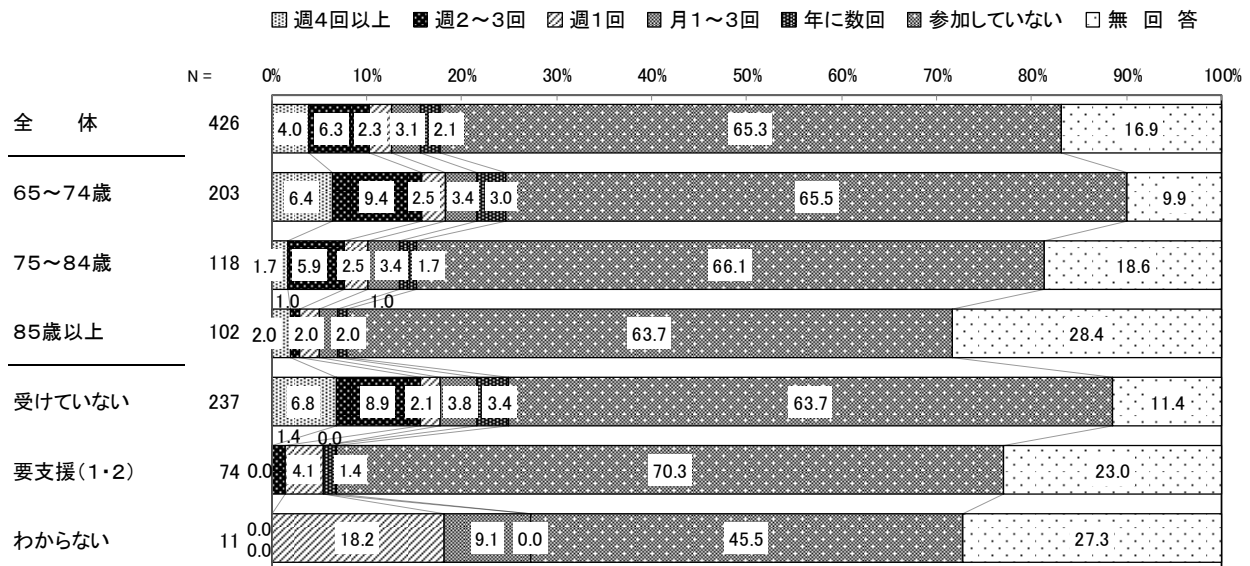
ボランティアのグループへの参加状況は、「参加していない」が69.2%【57.5%】と多く、年に数回以上の参加は11.7%【11.8%】となっています。

問5(1)①ボランティアグループの参加状況[%]



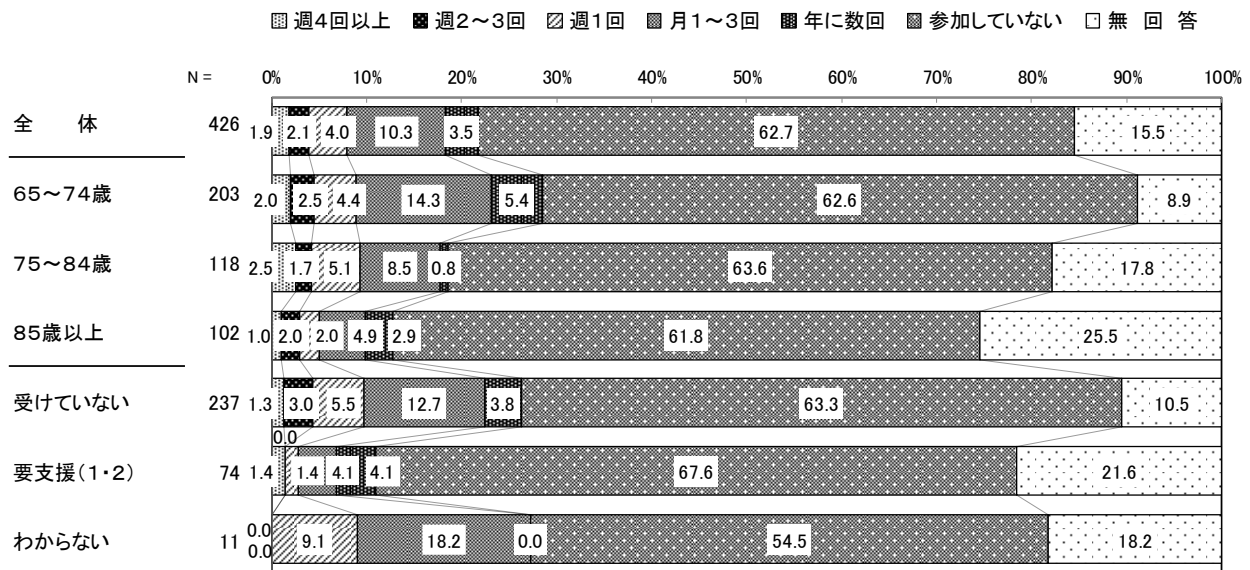
スポーツ関係のグループやクラブへの参加状況は、「参加していない」が65.3%【53.1%】と多く、年に数回以上の参加は17.8%【19.9%】となっています。

問5(1)②スポーツ関係グループ・クラブの参加状況[%]



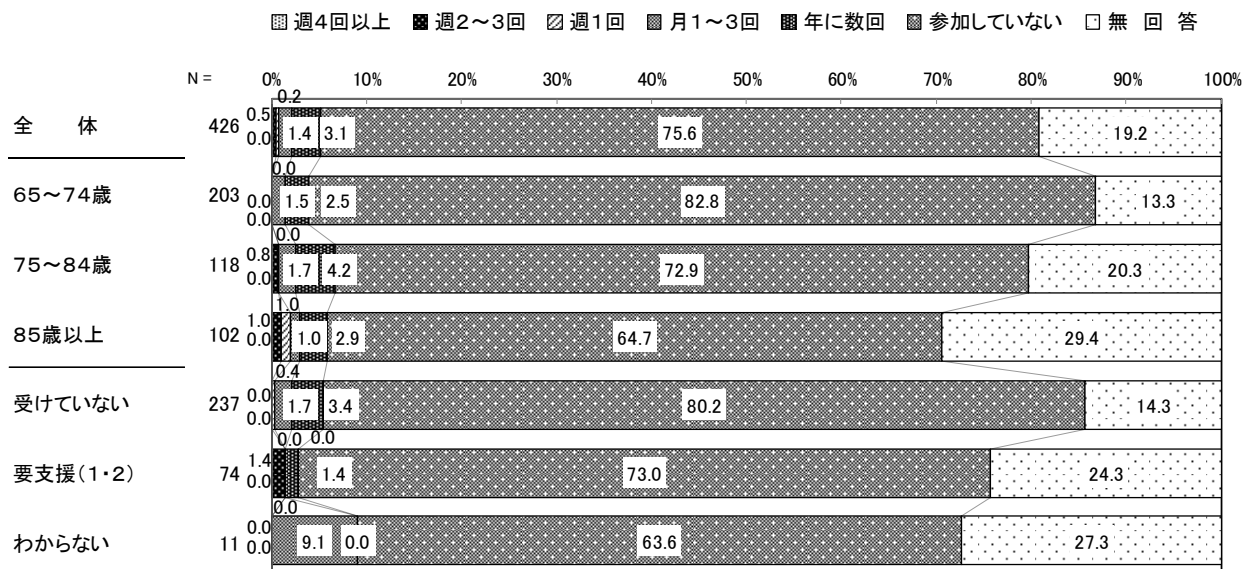
趣味関係のグループへの参加状況は、「参加していない」が62.7%【50.2%】と多く、年に数回以上の参加は21.8%【22.9%】となっています。

問5(1)③趣味関係のグループの参加状況[%]



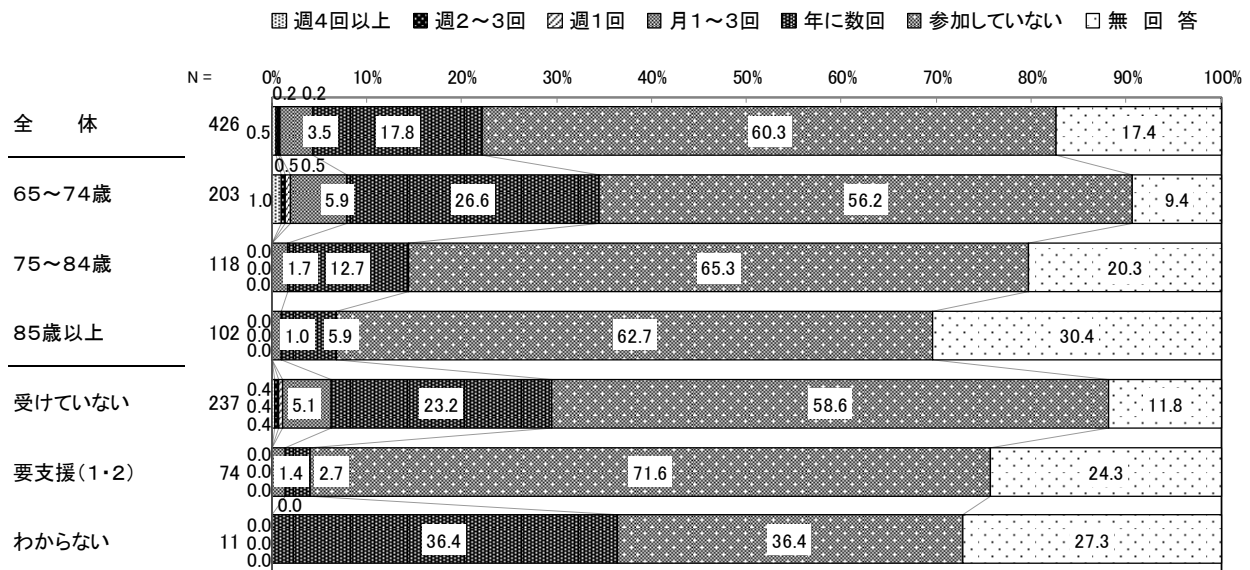
老人クラブへの参加状況は、「参加していない」が75.6%【60.3%】と多く、年に数回以上の参加は5.2%【7.3%】となっています。

問5(1)⑥老人クラブの参加状況[%]



町内会・自治会への参加状況は、「参加していない」が60.3%【42.1%】と多く、「年に数回」が17.8%【21.1%】となっています。

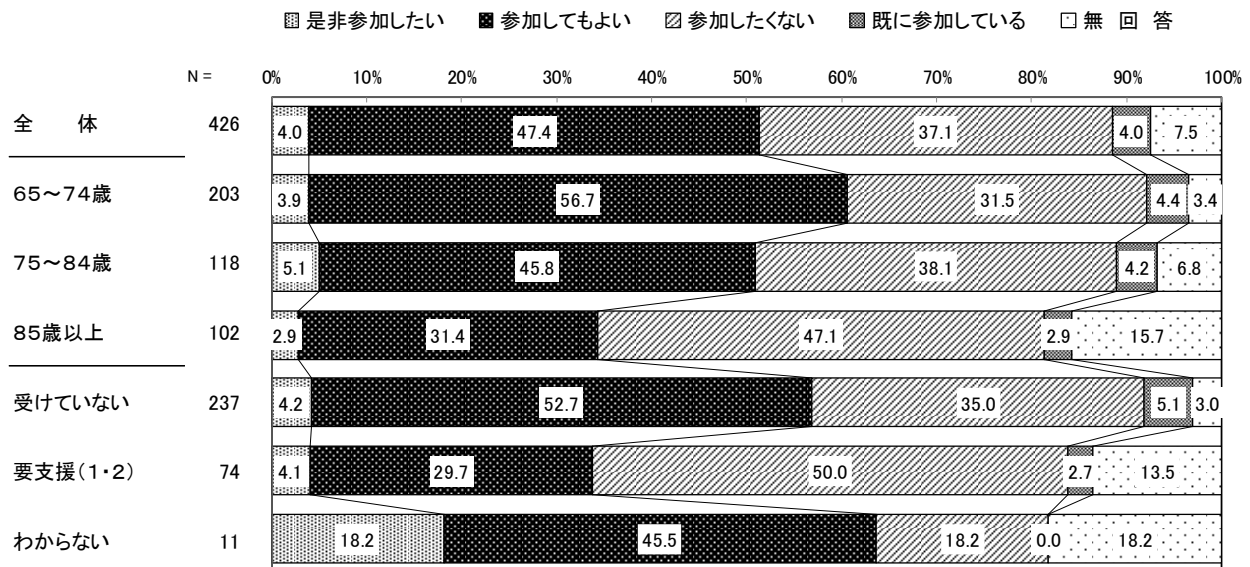
問5(1)⑦町内会・自治会の参加状況〔%〕



⑦ 地域住民有志のグループ活動への参加

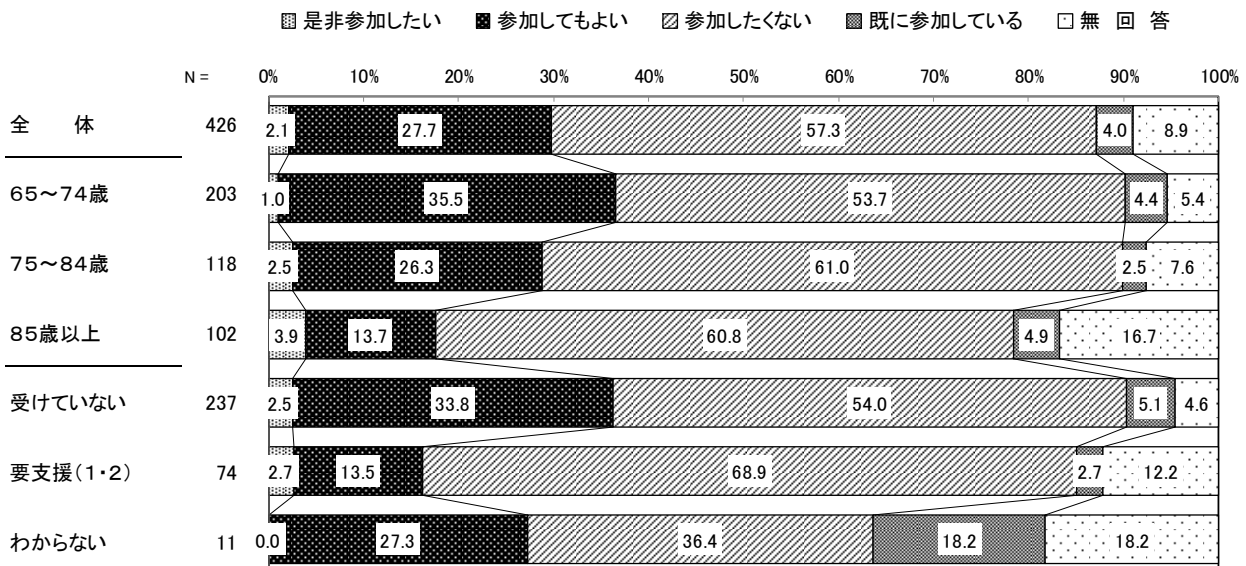
「参加してもよい」が47.4%【46.0%】と多く、「是非参加したい」の4.0%【5.9%】と合わせて参加意向は51.4%【51.9%】となっています。なお、「参加したくない」は37.1%【34.7%】です。

問5(2) 地域のグループ活動の参加意向[%]



企画・運営(お世話役)としての参加については、「参加してもよい」が27.7%【30.3%】で、「是非参加したい」の2.1%【3.3%】と合わせて参加意向は29.8%【33.6%】となっています。なお、「参加したくない」は57.3%【53.3%】です。

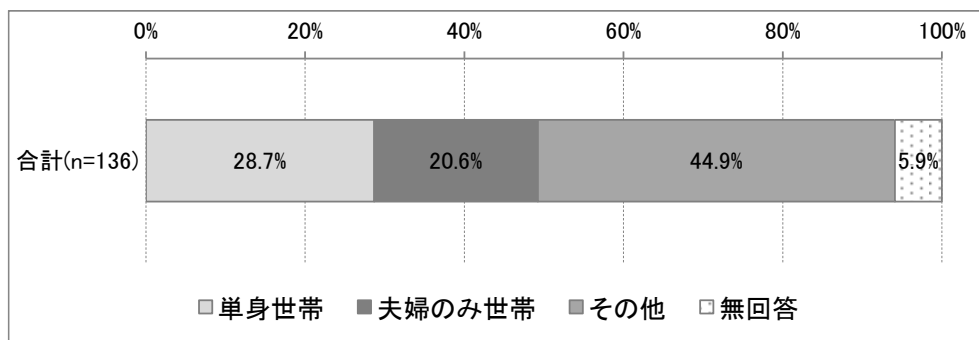
問5(3) 地域のグループ活動の企画・運営での参加意向[%]



2-2 在宅介護実態調査

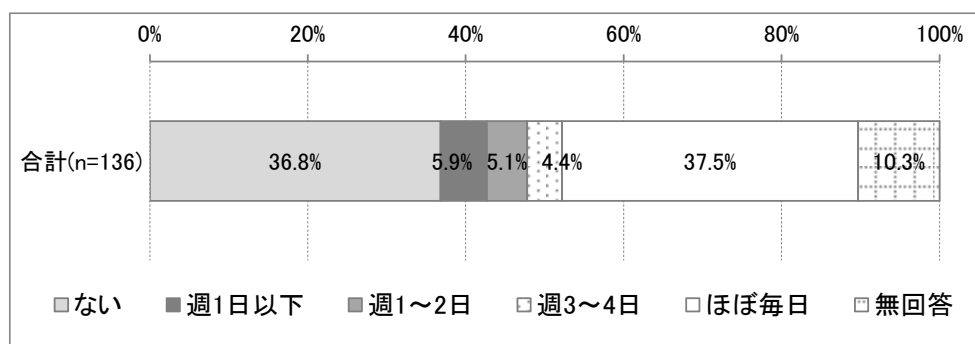
① 世帯類型

「その他」が44.9%で最も多く、次いで「単身世帯(28.7%)」、「夫婦のみ世帯(20.6%)」となっています。



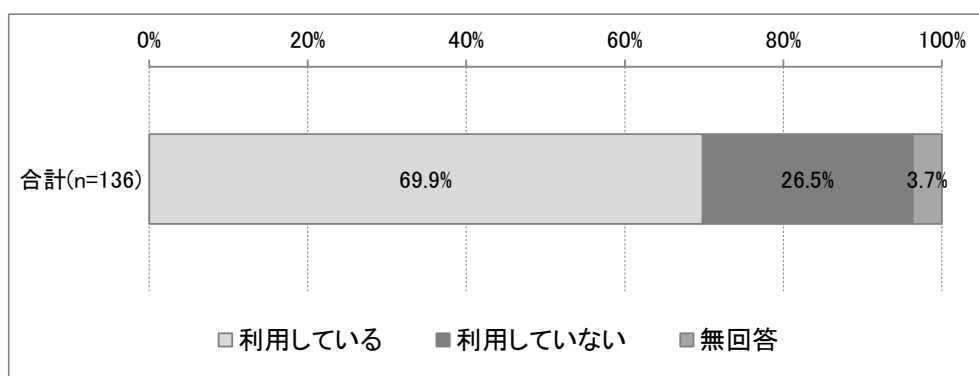
② 家族・親族からの介護

「ほぼ毎日」が37.5%、「ない」が36.8%と同程度で、「週1日以下」が5.9%となっています。

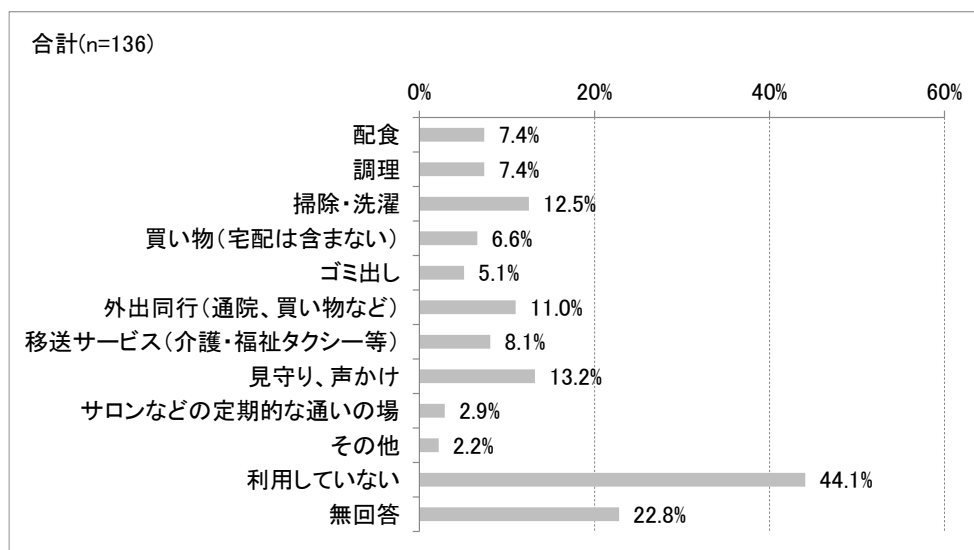


③ 介護保険サービスの利用

「利用している」が69.9%と最も多く、「利用していない」が26.5%となっています。

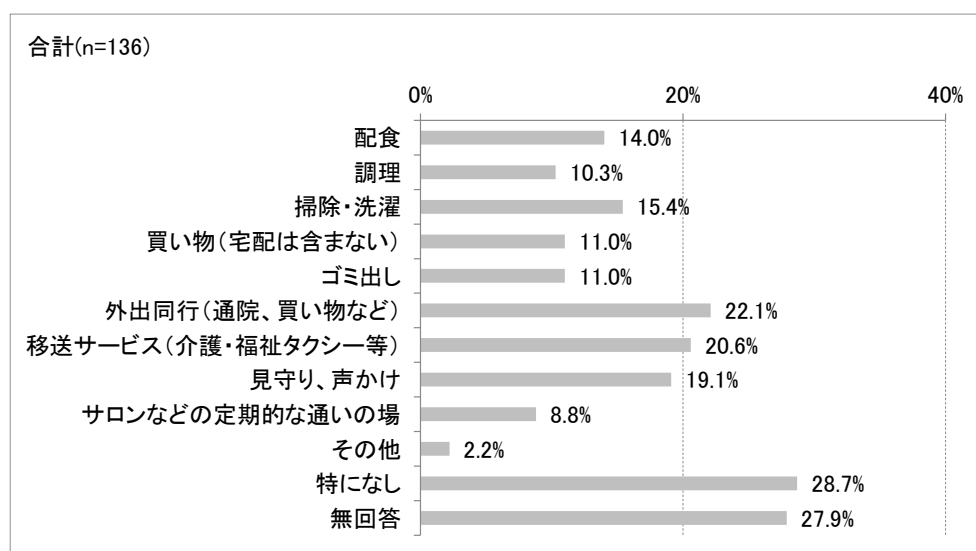


介護保険サービス以外のサービスについては、「利用していない」が44.1%で最も多く、利用している支援・サービスでは、「見守り、声かけ」が13.2%、「掃除・洗濯」が12.5%、「外出同行（通院、買い物など）」が11.0%と続いています。



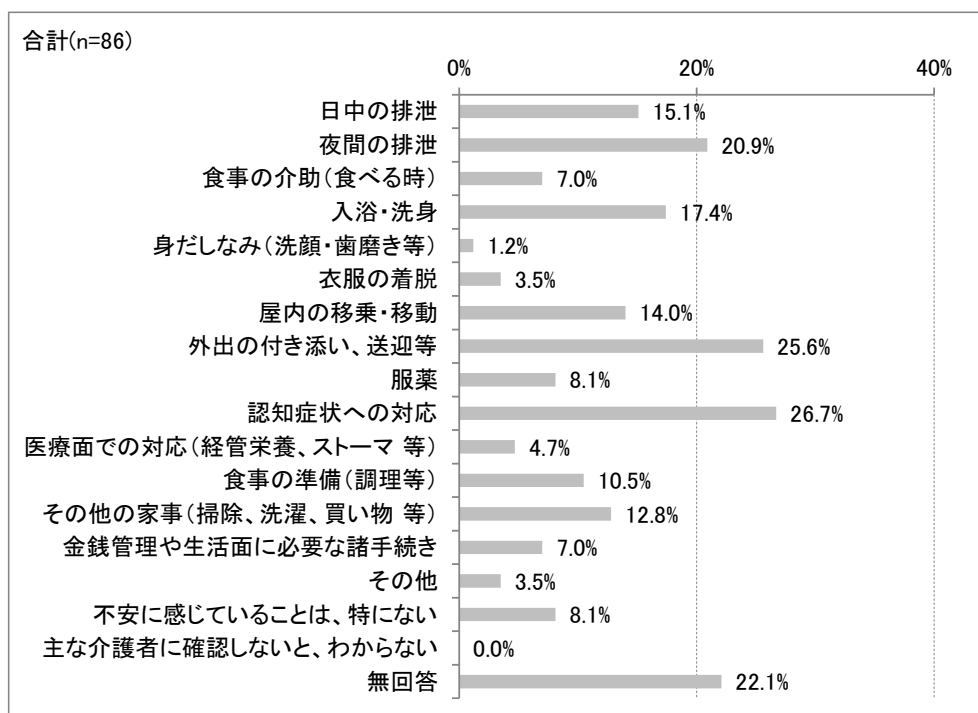
④ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

「特になし」と「無回答」がともに25%を超えているものの、「外出同行（通院、買い物など）」が22.1%、移送サービス（介護・福祉タクシー等）が20.6%、「見守り、声かけ」が19.1%で、「掃除・洗濯」が15.4%、「配食」が14.0%などとなっています。



⑤ 主な介護者の不安

「認知症状への対応」が26.7%、「外出の付き添い、送迎等」が25.6%、「夜間の排泄」が20.9%と続いています。

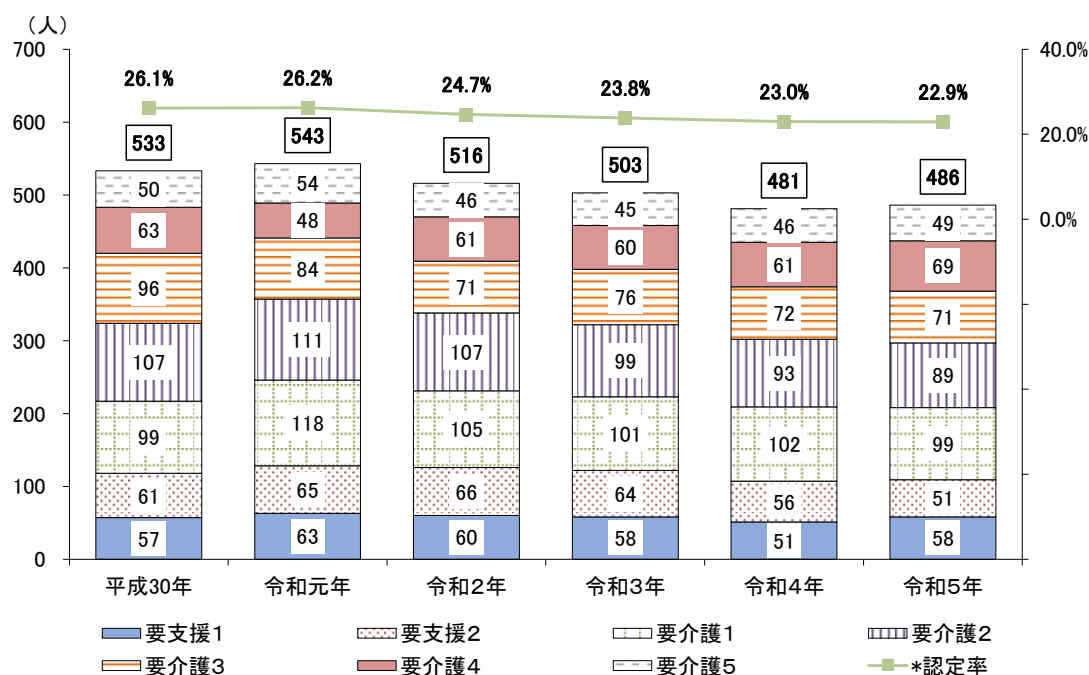


3 介護保険事業の状況

3-1 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者数は、令和元年は 543 人でしたが減少傾向にあり、令和 5 年は 486 人となっています。認定率も令和元年は 26.2%でしたが、令和 5 年は 22.9%となっています。

【要支援・要介護認定者の推移(各年9月末現在)】



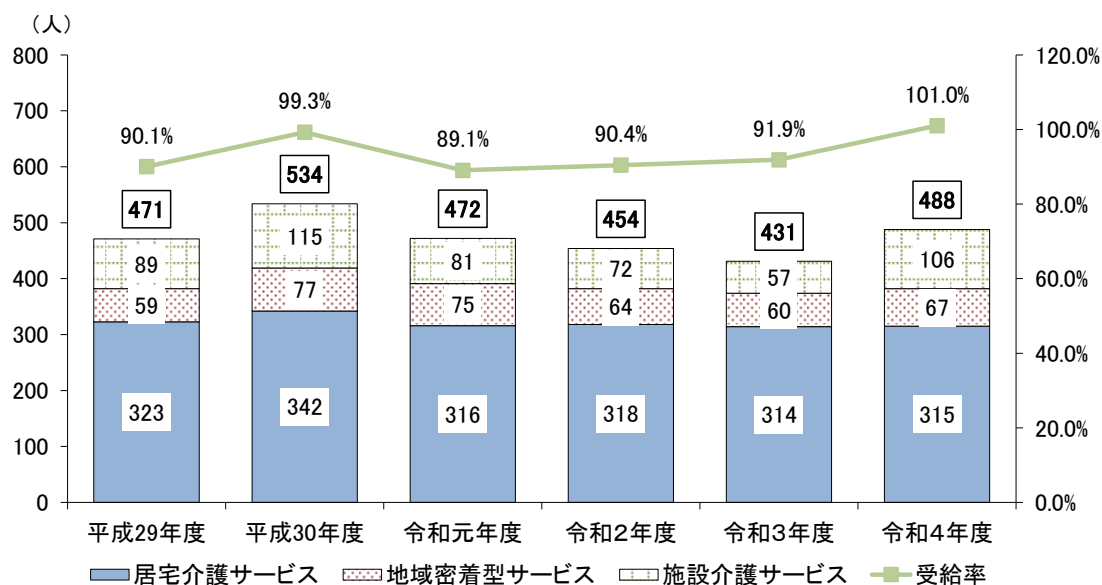
出典:介護保険事業報告

3-2 介護保険サービス利用者の推移

月平均介護保険サービス受給者数は、平成 30 年度を除く各年度は 400 人台、平成 30 年度は 534 人となっています。居宅介護サービス利用者は 300 人台で推移しており、施設介護サービス利用者は平成 30 年度の 115 人から、令和 3 年度に 57 人と減少しましたが、令和 4 年度には 106 人となっています。また、地域密着型サービス利用者は各年度で約 60 から 70 人台で推移しており、令和 4 年度は 67 人となっています。

受給率は令和元年度を除く各年で 90%を超えており、令和 4 年度は 101.0%となっています。

【月平均サービス利用者数の推移(各年度末現在)】



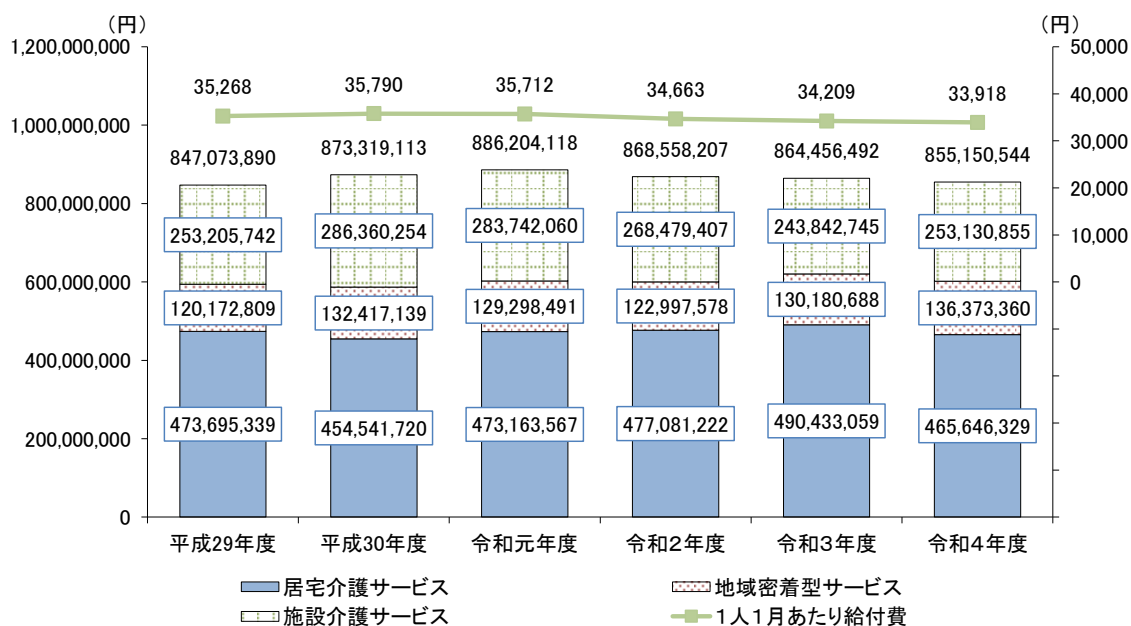
出典:介護保険事業報告

3-3 介護保険サービスの給付状況

介護給付費は、各年度8億円台で推移しており、令和4年度は平成30年度と比較し2.1%減の約8億5,515万円となっています。介護給付費のうち居宅介護サービス費が多く、各年度で全体の半数以上を占めています。

被保険者1人1月あたりの給付費は、令和2年度以降は35,000円を下回り、令和4年度は33,918円となっています。

【介護給付費の推移(各年度末現在)】



出典:介護保険事業状況報告

4 高齢者の介護・福祉に関する課題の整理

双葉町ではこれまでも高齢者の生活を支援するため、介護予防事業、健康づくり支援を巡回して実施し、在宅福祉サービスとともに、介護保険サービスの充実等に努めてきました。しかし、帰町は始まっていますが、町民の多くは避難生活が長期化しています。

① 高齢化率の上昇

高齢化率は各年9月末現在で令和2年は35.9%、令和3年は36.9%、令和4年は37.6%と上昇しています。人口が減少する中高齢化率が上昇しており、今後も高齢化率の上昇が見込まれます。

② ひとり暮らし・高齢者のみの世帯への対応

ひとり暮らし・高齢者のみの世帯数は横ばいで（ニーズ調査「一人暮らし」の割合、今回：19.0%、前回：19.3%）、家族と離れて暮らす高齢者や、家族と暮らしていても日中はひとりになる高齢者が増えています。

③ 生活環境の変化や生活不活発などによる要介護予備群の増加

コロナ禍以降の外出控えなどで、閉じこもりがち、運動不足に陥る場合もみられ、高齢者の身体機能及び認知機能が低下する傾向がみられます。運動機能向上や認知症予防、閉じこもり予防など、介護予防の取組がより重要となっています。

④ 介護サービス基盤の不足

近年、介護職員の確保が重要な課題となっていることから、今後の福祉サービスの提供については、事業所等と連携しながら人材確保を含めて検討する必要があります。

⑤ 介護保険事業運営の課題

要支援・要介護認定者数は減少しており、1人当たりの給付費も減少傾向にあります。介護保険利用者負担額と第1号被保険者保険料は減免されていますが、介護給付費の町負担分については増大しているため、介護給付の適正化に取り組んでいくことが課題です。

⑥ 高齢者の生活支援施策の推進と支援体制のネットワーク化

高齢者支援にあたっては、介護サービスや介護予防の実施を図るため、高齢者のニーズを把握するとともに、相談や見守りなどのネットワークを活かした手法による展開が重要となっています。

⑦ 第8期計画の取組と第9期計画期間の課題

課題	状況・取組	第9期での課題
介護予防・日常生活支援総合事業	平成 29 年度より移行 避難先自治体との連携が特に重要で、 利用者が円滑に移行できるように努めてきた。 介護予防事業については、巡回で開催している。	訪問サービス・通所サービスともに 相当サービスを実施している。 介護予防と健康支援の一体的な推進を図る。
在宅医療・介護連携推進事業	圏域において退院調整ルールを策定	在宅医療について多職種連携会議に参加するとともに、在宅医療・介護連携についての啓発が重要である。
生活支援体制整備事業	コーディネーターの配置、協議体の設置	高齢者の状況、課題の整理を行い、協議体の活動の活発化を図る。
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームの設置 認知症ケアパスの作成 認知症カフェの開設 認知症サポーター養成講座の開催	認知症地域支援推進員の活動促進 認知症理解を深めるための啓発活動の促進 チームオレンジの取組

第3章 計画の目指す方向

1 基本理念

震災後の高齢者を取り巻く現状を踏まえ、高齢者の暮らしを支援し、次の基本理念を実現するため、町民との協働による福祉のまちづくりを積極的に推進するものとします。

【介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の基本理念】

**みんなで支え合い、いきいきと、健やかに、
安心して生活できる めくもりのあるまちの実現**

2 重点施策

団塊の世代の方々が75歳を迎える令和7（2025）年は本計画期間に到来します。本計画期間中に高齢化が一層進み、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症のある高齢者、医療的ケアを必要とする要介護者の増加が見込まれます。なお、後期高齢者になると、介護が必要となる方の出現率が高まります。

本計画期間においては、高齢者の皆さまが地域で自立した生活を営めるようにするために、介護保険だけでなく、介護予防、医療、生活支援サービス、住まいの各視点と、住民の皆さまの相互扶助を連携させた「地域包括ケアシステム」の構築とその深化の取組が求められています。

令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示区域が解除され、双葉町が抱える課題である原子力災害による長期避難からの帰還が進むなか、地域包括ケアシステムの構築とその深化の取組を進める必要があります。上位計画である「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」では双葉駅東エリアの賑わい再興プロジェクトとして、施設整備や支援制度の創設、環境整備やコミュニティの形成を進めており、本計画は上位計画との整合を図りながら、帰還後の双葉町内での地域包括ケアシステムの構築の方向性を明確にしていきます。また、福島県外やいわき市南部（勿来酒井地区）の復興公営住宅周辺地域以外に避難されている方々への支援策としては、各避難先自治体と連携・協力を図りながら、できる限りの支援をしていきます。

【双葉駅東エリアの賑わい再興プロジェクトのイメージ】

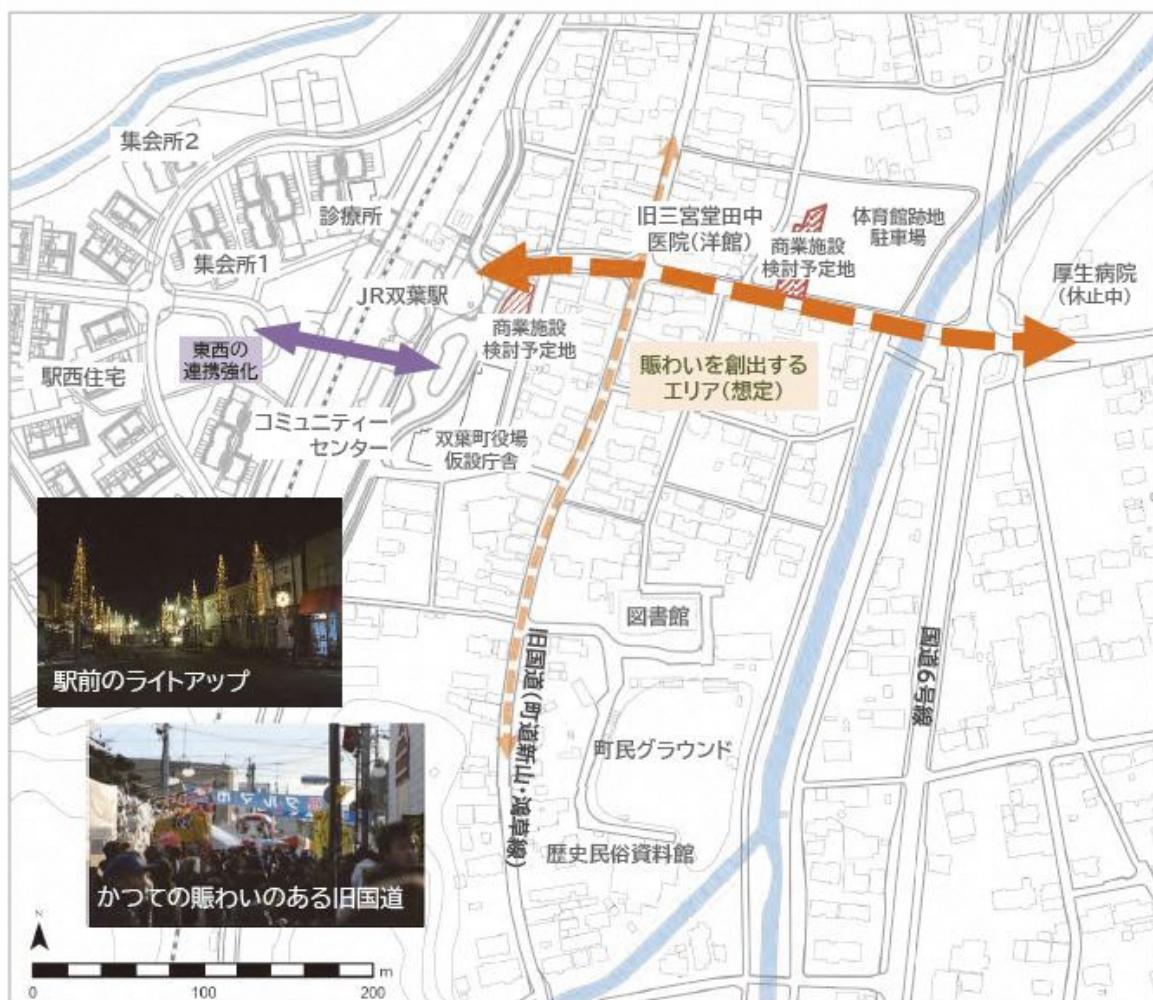


図 駅東エリアの賑わいエリア(想定)

出典: 双葉町復興まちづくり計画(第三次)

3 基本目標

基本目標1 心身ともに健やかな暮らしの支援

高齢者が健康づくりと介護予防に意欲的に取り組めるように推進します。また、見守りや交流機会、様々な活動への参加促進など、高齢者を支える施策、高齢者の元気を引き出す取組を推進します。ぬくもりのあるまちの実現のため、避難先自治体、医療機関、町社会福祉協議会、県など関係機関との連携を図ります。

基本目標2 ぬくもりのある環境づくり

介護や支援が必要になっても安心して暮らせるように、介護保険サービスを中心に、保健・福祉サービスを組み合わせながら必要なサービスを利用できる体制の整備を図ります。

高齢化が進み、日常生活において高齢者の不安が増大していることがニーズ調査からも伺えます。町民同士の支え合い活動と保健・医療・福祉・介護関係者の連携による活動、町民への健康福祉に関する情報提供なども含めて、総合的な推進体制の構築を目指します。

基本目標3 介護保険サービスの充実と介護保険事業の円滑な運営

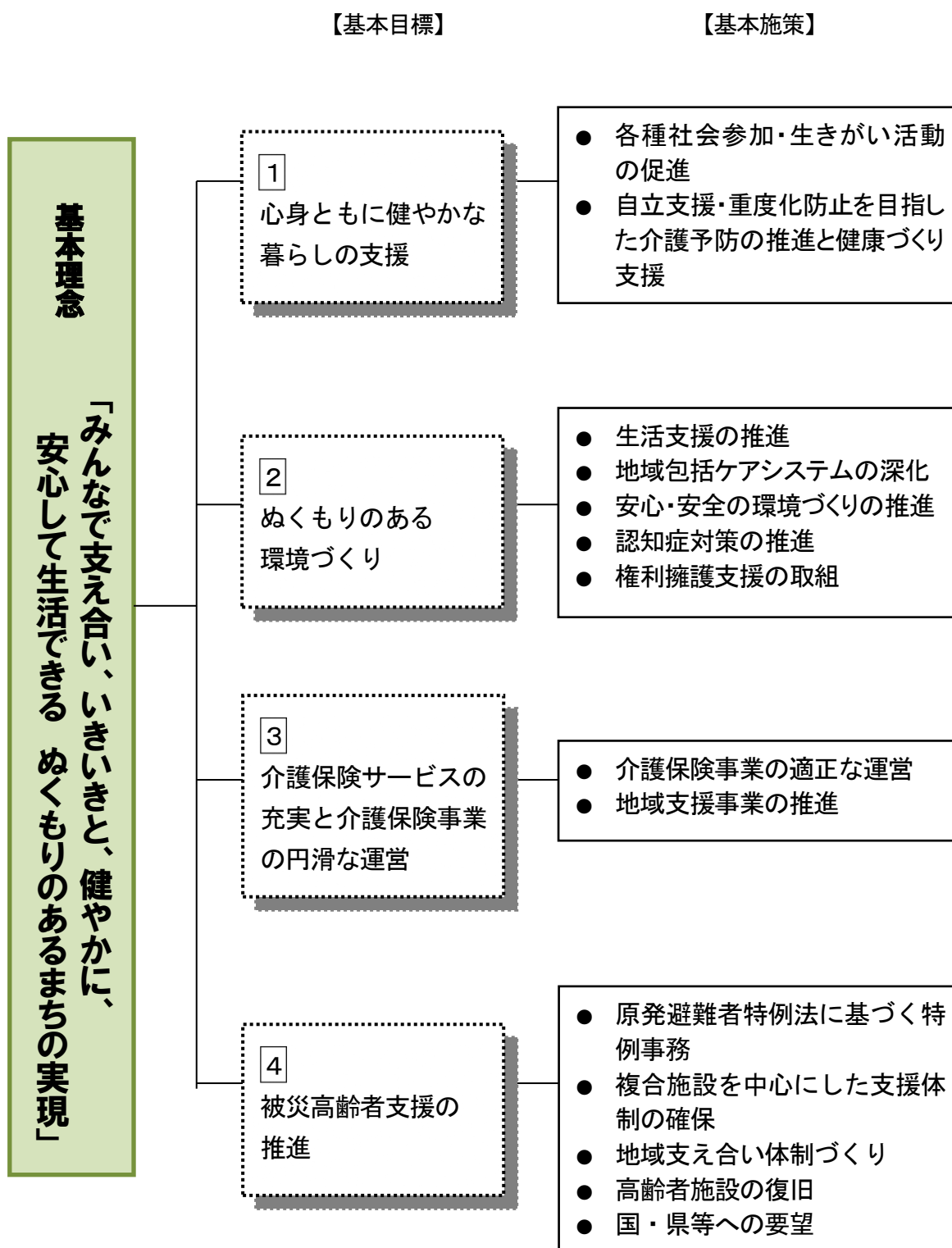
要支援・要介護認定者は震災及び原子力災害を経験し、避難生活が長期化するなか、サービス利用の状況も変化しています。必要な介護保険サービスを利用して自立した暮らしが続けられるように、持続可能な制度として介護保険サービス提供体制を確保し、適正な介護保険事業運営を行います。

基本目標4 被災高齢者支援の推進

避難生活の長期化に対応するため、支援強化や、健康管理、介護予防の推進など、それぞれの状況に応じた取組を進めます。

4 施策の体系

取り組むべき課題を踏まえ、次のような体系で施策を展開します。



第4章 施策の推進

基本目標1 心身ともに健やかな暮らしの支援

1 各種社会参加・生きがい活動の促進

高齢者が自己の能力や知識を活かして、社会的に活躍することは、生きがいづくりや健康づくりにつながるため、ボランティアをはじめとする社会活動への参加促進を図っていくことが大切です。

また、若い世代への知識の伝承や育児・介護の支援など、高齢者が地域社会の様々な場面で活躍することは、生きがいづくりや健康づくりにつながります。

1-1 老人クラブ活動の活性化と多世代交流

高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進を図る目的で、老人クラブが組織されています。老人クラブ連合会事務局を町社会福祉協議会が担当して、会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに会員同士の交流機会を持ち、生きがいづくりを推進していきます。

1-2 高齢者の意欲的な活動の促進

① 生涯学習の推進

すべての町民が生涯にわたって主体的に学習を継続できるような学習機会の拡充や、学習条件の整備に努めており、教育委員会教育総務課で婦人学級などを開催しています。このように様々な施設や機会を利用しながら、高齢者が様々な学習活動への参加を促進するとともに、高齢者の生きがいづくり及びコミュニティの場づくりを推進します。

高齢者の学習意欲に対応しうる講座の設定などを充実し、各種講座等の内容や開催場所等の学習機会の提供を行っていきます。

② スポーツ・レクリエーション活動の普及促進

高齢者の趣向等にあったスポーツ・レクリエーションについて、パークゴルフ大会を継続して開催するとともに、スポーツフェスティバルの内容などを配慮して参加を促進します。高齢者が他地域や多世代とスポーツやレクリエーションを通して交流が深められるように、場と機会の拡充を図ります。

高齢者の健康づくりや日常生活にスポーツを取り入れてもらえるように、運動指導者の育成・確保を図ります。令和5年度からは ICT を活用した介護予防活動を取り入れており、継続して実施します。

1-3 ボランティア活動の推進

町社会福祉協議会が総合窓口として、ボランティア団体への活動支援、活動の相談、情報交換、機材の貸し出しなど活動全般の支援を行っています。

関係機関との連携のなかで、ボランティアに対する意識を高め、ボランティア活動の支援に努めます。

2 自立支援・重度化防止を目指した介護予防の推進と健康づくり支援

2-1 自立支援・重度化防止のための介護予防の推進

介護予防教室、サロン、健康講話、リハビリ体操の4つの介護予防事業を、巡回方式で行っており、事業の周知が進んできて参加される方も増えてきています。当面は介護予防事業を巡回方式で実施していきます。

これまでも健康増進事業と介護予防事業を一体的に実施してきましたが、今後もより合理的な事業内容を検討するとともに、医療データ等を取り入れて高齢者の健康づくりと介護予防を多くの町民に「フレイル予防」に興味を持ってもらうよう広報活動で町民に呼びかけます。

2-2 健診・各種検査の受診勧奨

65～74歳の双葉町国民健康保険加入者は町の特定健診、75歳以上の方は後期高齢者健診を実施しており、各種がん検診、結核検診を同時に受診できるようにしています。特定健診等実施計画・国保データヘルス計画などに基づき、県内・県外で健診の実施体制を確保して実施します。健診の大切さについて啓発し、受診意向調査を行いながら、受診勧奨に努め、受診者の増加と受診率の向上を図ります。特定健診受診率は令和3年度46%であり、健診受診率の向上とともに、特定保健指導の終了率を高めていきます。

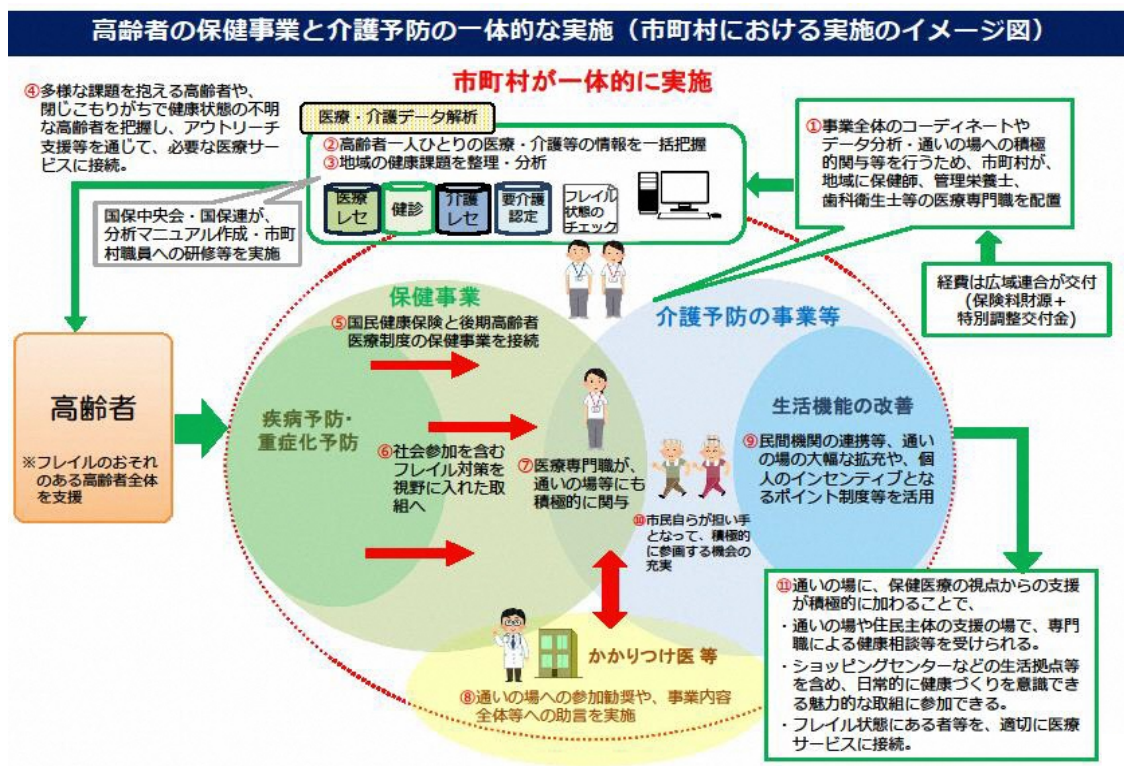
継続して実施するとともに、健診未受診者1人当たりにおける医療費が、受診者に比べ高額になっていることから、病気の早期発見・早期治療の観点からも、更なる健診受診率の向上を図ります。総合健診（県内外）・避難者検診・県民健康診査等町民の状況により、より受診しやすい環境を提供できるよう関係機関と連携し体制整備を継続して実施していきます。

2-3 健康増進事業と感染症予防の推進

健康教育、健康相談、訪問指導などを実施して、町民の心と身体健康づくりを支援します。健康増進計画に基づいた生活習慣病の発症予防と重症化予防の重点的な取組としては、健診結果説明会、糖尿病予防教室、口腔ケア教室、栄養サロンと、結果に基づく個別訪問指導等の事業を実施するとともに、健民カードの普及を図ります。

感染症対策として、今後も高齢者のインフルエンザ予防接種を全額助成し、接種を促進します。また、インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症の予防、感染拡大防止策に向けた町の取組、新しい生活様式等について町民への周知啓発を行うとともに、事業や集まる機会での感染症対策を実施します。コロナ禍の状況が当分継続する見込みであり、感染防止対策を徹底しながら、保健事業の内容等を検討・実施します。

【健康増進事業と介護予防事業の一体的な推進イメージ】



出典：厚生労働省資料

2-4 放射線リスクの低減

各種がん検診をはじめ、甲状腺検査、内部被ばく検査などが実施されており、県では健康管理調査を定期的に実施しています。放射線リスクの低減を目指して、健診結果を町民それぞれが把握できるように、町及び県で配布した健康手帳と健康管理ファイルの有効活用を図ります。

また、各種検査結果は経年的な分析が必要であり、健康管理データを活用して健康増進活動に活かしていきます。

引き続き、甲状腺検査及び内部被ばく検査を実施します。

基本目標2 めくもりのある環境づくり

1 生活支援の推進

ひとり暮らし高齢者や介護・支援を必要とする高齢者及びその家族が、地域の中で安心して自立した暮らしを送れるように日常生活の支援に努めます。

また、介護が必要になっても在宅での暮らしが継続できるよう支援していくには、家族等の介護者を支援するサービスの充実やサービスメニューの周知を図る環境づくりが重要となります。

1-1 在宅生活の支援

① 軽度生活援助サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、介護が必要な状態になることを予防し、在宅での自立した生活の維持を図るため、外出時の援助、食事、食材の確保、家周りの手入れ、家屋の整理・整頓など簡易な生活上の援助をするサービスです。高齢者の自立の援助、要介護状態への進行防止を目的として、いわき市南部（勿来酒井地区）の復興公営住宅を主たる地域としてサポートセンターで実施します。

② 生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等であって、家に閉じこもりがちな方、または寝たきり、認知症になる恐れがあると判断された方に対し、生きがいづくりや心身機能の維持向上、日常動作訓練等の通所事業を提供するものです。特に、閉じこもり傾向のある高齢者が参加できるようなメニュー（プログラム）を検討・工夫し、いわき市南部（勿来酒井地区）のサポートセンターで実施します。

③ 生活管理指導短期宿泊事業（生活支援ショートステイ）

介護老人施設等の専用床または空ベッドを利用して、一時的に要介護者を入所させるものです。介護者が事故、災害、疾病等で、緊急のやむを得ない場合利用することができることから、家族の介護負担の軽減にもつながるため、利用の促進を図っていきます。

④ 快適住宅改修助成事業

介護保険給付対象者以外の在宅で支援が必要な高齢者、障がい者等を対象に、軽微な住宅改修に係る費用の一部を助成しています。助成額の上限は18万円として実施していますが、適切な住宅改修が図られるよう、利用者に対し専門的な知識を持った方のアドバイスが必要です。

介護予防の観点から、転倒防止等の住宅改修を促進するため、サービスが必要な高齢者等が利用しやすいよう対応に努めます。高齢者等が快適に利用できるよう、住宅改修についての相談に適切に対応できるよう体制を整備していきます。

1-2 自立生活の支援

① 日常生活用具給付・貸与事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、火災報知器、自動消火器等を給付しています。

② 緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、従来の電話回線、または携帯電話の回線に緊急通報装置を設置し、急病などの緊急時に、迅速かつ適切に対処しています。緊急通報装置を必要とする高齢者を把握する必要があるとともに、通報後の対応に必要な緊急連絡先の確保を図る必要があります。緊急通報委託事業者が、利用者と隣接者との協力により安否確認を行っており、設備使用料は町が負担し、通話料金の一部は個人負担となっています。対象者の把握に努めるとともに事業の周知に努め、また、通報後の迅速な対応を確保するため、急病や緊急時にも安心して生活できる体制を整備していきます。

③ 外出支援サービス

高齢者及び身体障がい者（下肢機能障がい者）であって、一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、移送用車両により送迎をするサービスです。

1-3 在宅介護の支援

① 介護用品の支給

在宅ねたきり高齢者を対象に、紙おむつなどの介護用品を月 3,000 円までを上限に給付しています。在宅生活の継続支援と介護家族の負担を軽減するものです。

② 在宅ねたきり高齢者等介護顕彰事業

要介護状態区分が要介護4・5の在宅のねたきり高齢者等を介護している方に、年額3万円を支給しています。介護する家族へ慰労と顕彰を行うためのものです。

③ 介護者支援

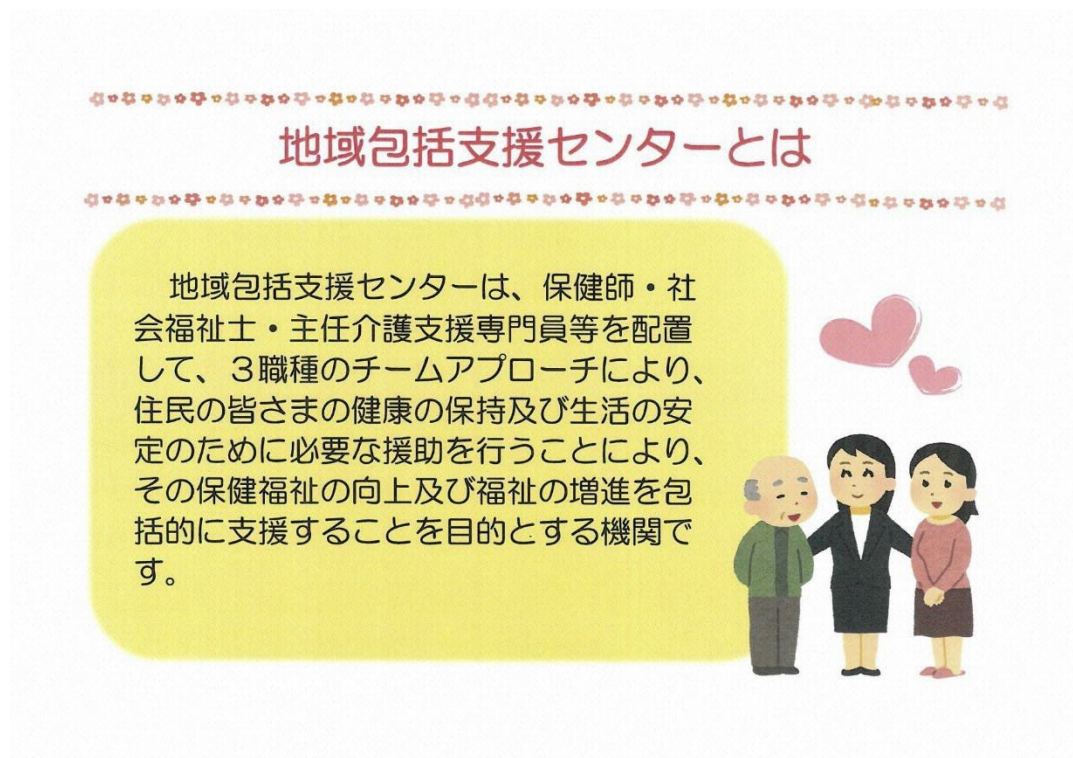
介護者に対して、健康に関する正しい知識を普及することにより介護者の健康保持、増進を図るため、保健師による講話や介護についての教室を実施しています。今後は要介護認定者が増えることが見込まれ、医療の必要な在宅で暮らす認定者の増加が考えられることから、在宅での暮らしを継続し、また介護負担や介護による離職を軽減できるように介護についての教室をはじめとする介護者への支援策を検討していきます。

2 地域包括ケアシステムの深化

2-1 地域ケア体制づくりの推進

第6期から開始している総合事業の充実や生活支援サービスの体制整備、在宅医療と介護連携の推進に取り組むとともに、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実に努めます。

そのなかで、地域包括支援センターの役割がさらに重要となっており、自立支援型の地域ケア会議の開催、包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実のための機能強化に努めていきます。

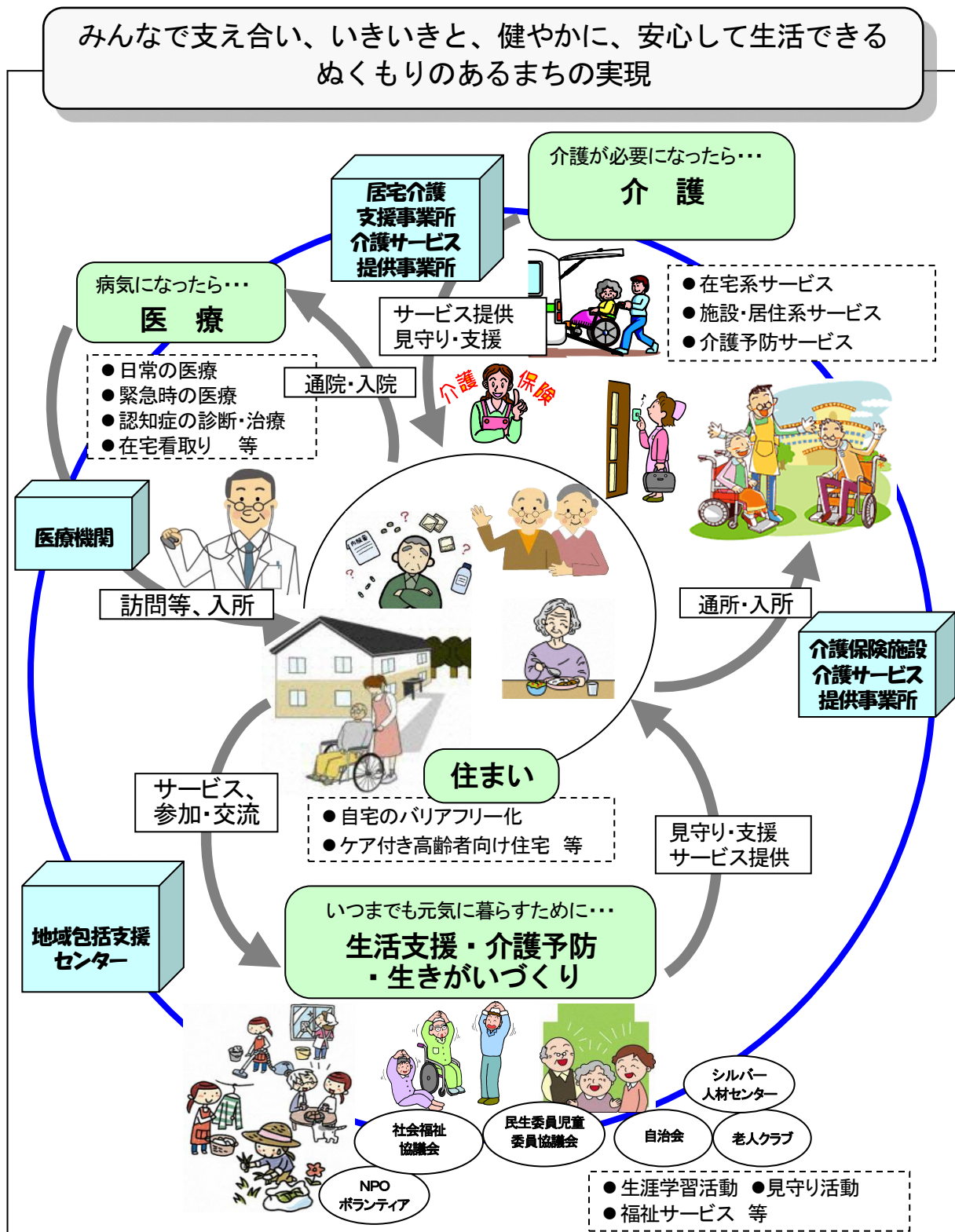


地域包括ケアシステムのイメージ

※避難先においても町民の方が手厚い支援を受けられるよう今後関係機関と調整していきます。

《地域包括ケアシステム》とは

安心して暮らせる住まいで、生活上の安全や安心、健康の確保とともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために必要な支援体制のこと。



2-2 相談・苦情への対応

介護保険制度の導入等により、福祉サービスの供給が多様化するなか、利用者が自らサービスを選択する必要があります。また、近年の社会情勢の変化等に伴い、高齢者を取り巻く現状は、大きく変化しており、高齢者の生活が様々な危険に脅かされることも多くなっていることから、高齢者の安全を守る仕組みづくりが必要となっています。

各種窓口で対応した相談については、各課間での連絡・調整を図り、適切な相談先で相談ができるように努めます。

2-3 情報のバリアフリー化の推進

介護予防や社会参加の機会の拡充を図るためにも、サービスや制度の情報、地域の情報など各種情報が、入手しやすくかつわかりやすいものとなるように、多様な情報提供に努め、健康福祉課窓口が総合的な相談窓口となるように、各支所や町社会福祉協議会等の窓口との連携を図ります。

2-4 地域の支え合い活動の推進

地域住民が協力し合える地域をつくるためには、地域住民の一人ひとりの助け合いの意識を育てていくことが大切になっています。双葉町では、町社会福祉協議会を中心に、高齢者の安否確認など、地域で高齢者を支える多くの活動が進められています。このような地域での支え合い活動が、今後さらに期待されるところであり、地域に根づいた活動を大切に支援していくとともに、町社会福祉協議会と連携して地域包括ケア・継続的マネジメント体制の構築を図っていきます。

3 安心・安全の環境づくりの推進

3-1 防犯活動・交通安全対策の推進

災害や事件・事故などあらゆる危険から高齢者の安全を確保できるように、関係機関との連携体制の強化を図るとともに、地域住民への協力要請を行い、安全・安心のまちづくりを推進します。

また、災害時の避難行動要支援者名簿の作成を進め、避難先自治体との情報共有を図ります。

3-2 防災体制の整備

近年は、台風や大雨、地震など大規模な自然災害が多く発生しており、災害への備えを避難先自治体などと連携の上、被害が最小限のものとなるような施策の展開を図ります。

要配慮者利用施設の避難確保計画の更新、災害時の避難行動要支援者名簿の作成、避難先での避難訓練などへの参加促進に向けた周知に努めます。

3-3 高齢者を取り巻く環境の向上

今後、復興公営住宅などの道路、公共施設等の整備にあたっては、高齢者等が利用しやすいまちづくりを行うことが、すべての町民にとってもやさしいまちづくりであるという考え方に基づいて、関係機関への働きかけや町民への啓発活動も行っていきます。

復興公営住宅の整備については、令和4年度から入居が開始しており、その後段階的に拡大していきます。

4-3 認知症サポーター養成講座の開催

認知症の正しい知識やつきあい方についての講義を行う講座を開催し、認知症サポーター養成講座の開催に努めます。

4-4 認知症カフェの開催

地域での支援活動として、認知症患者家族のレスパイトケア（一時休息支援）及び認知症への理解促進のために、地域住民や認知症患者の家族等を対象とした「認知症カフェ」を開催しており、今後も相談の場や交流の場として実施します。

5 権利擁護支援の取組

加齢や認知症・精神障がいなどによって判断能力が十分でない高齢者等の人権及び権利が守られるよう、成年後見制度の町長申し立て費用助成や日常生活自立生活支援事業（あんしんサポート）等と相談窓口について、広報紙などを活用して定期的に周知し、利用促進を図ります。

また、健康福祉課内で権利擁護支援に関する研修を行い、権利擁護支援の体制確保を図るとともに、関係機関との連携会議等を通じて情報共有し、成年後見制度利用促進計画の策定、中核機関の設置を推進します。

基本目標3 介護保険サービスの充実と介護保険事業の円滑な運営

1 介護保険事業の適正な運営

1-1 適切な要支援・要介護認定の実施

調査員が、要介護認定申請者宅に訪問して要支援・要介護認定調査を行っており、現在、一部自治体においては、原発避難者特例法により、避難先自治体での申請・調査・審査が行われています。今後も避難先自治体との連携を深め、適切な対応に努めていきます。

また、介護認定審査会については、圏域の動向に応じて相互に連携を図りながら適切な対応に努めます。

1-2 介護保険サービスの質の向上

① 情報提供・相談

各種パンフレットを活用した広報活動や電話相談など、情報の提供に努めていますが、調査で介護保険についてわからないことがあるという回答がみられることなどからも、より利用者に役立つものになるように、地域に密着した情報提供、広報活動に努めます。

また、相談等については、町地域包括支援センターと健康福祉課で連携を図りながら対応し、必要に応じて県や関係機関へつなぎ、様々な相談内容に適切に対応します。

② サービス事業者との連携

避難先で介護保険サービスを利用している高齢者等が円滑に必要なサービスを利用できるように、圏域内及び避難先の介護保険サービス事業者と連携してサービスの利用を図ります。

③ ケアマネジメントの適正化

要支援・要介護認定者が必要なサービスを適切に利用し、自立した生活を継続できるようにするには、ケアマネジャーのプラン作成と利用者本人・家族への働きかけ、その後のフォローなどケアマネジメントが特に重要であり、介護保険全体に大きな影響があると考えられます。

今後も、町地域包括支援センターの包括的支援事業をはじめ、事例検討や連絡・協議の場を設け、ケアマネジメントの適正化を目指します。

1-3 サービス利用に関する取組

① 特定入所者介護サービス費の給付

入所サービスや通所系サービスの食費、居住費、宿泊費について、利用者負担段階が1～3の方に国の定める基準費用額と負担限度額の差額を給付します。利用者は負担限度額を事業者を支払う、現物給付の扱いで行います。

② 高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費

1 か月の利用者負担額が自己負担上限を超えた場合に高額介護サービス費を給付します。また、介護保険の受給者のいる世帯で、医療保険と介護保険の自己負担額を合計した金額が一定額を超えた場合、申請によりその超えた額を高額介護合算療養費として支給します。

③ 住民税課税層の食費・居住費の特例減額措置

利用者負担第4段階の高齢者夫婦世帯の一方が入所した場合、在宅で暮らす配偶者が生計困難とならないように、一定の要件を満たした場合、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する特例措置を講じます。

④ 社会福祉法人等減免制度の見直し

社会福祉法人等が行う介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護の各サービスを利用する場合、一定の要件を満たした場合に利用者負担を減免します。

2 地域支援事業の推進

2—1 介護予防事業の推進

① 一般介護予防事業の推進

【介護予防普及啓発事業】

介護予防は、自立している高齢者が要介護状態に陥らないよう、その健康状態の維持・改善を図るための取組です。介護予防という言葉は定着してきているものの、避難生活の長期化により、身体機能と認知機能が低下し、介護が必要な高齢者の増加が懸念されています。このため、介護予防についての知識の普及・啓発に向けパンフレット等を活用して行うとともに、介護予防事業への参加を促進します。

【地域介護予防活動支援事業】

認知症総合支援事業として、認知症サポーター養成講座の開催を検討します。また、様々な行事や交流会などの場でも簡単な運動やストレッチなどを紹介し、毎日の生活に取り入れていけるように働きかけます。

② 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【通所型・訪問型介護予防事業】

従来相当の通所サービス・訪問サービスを実施しています。

今後は、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向け、多様な主体による訪問型サービス、通所サービスの実施方策について検討していきます。

【多様な訪問型サービス例】

- 生活援助等緩和した基準によるサービス（調理、掃除、ごみの分別等）
- 住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う生活援助等
- 短期集中予防サービス（通所型サービスCの利用者に対する、日常生活のアセスメントを主とした訪問、相談・指導等を実施）
- 移動支援（買物、通院、外出時の支援、通所型サービス送迎）

【多様な通所型サービス例】

- 高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業（ミニデイサービス等）
- 住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり（趣味活動等を通じた日中の居場所づくりや交流会、サロン等）
- 短期集中予防サービス（利用者の個別性に応じたプログラムを複合的に実施）

2-2 包括的支援事業・任意事業の推進

① 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは地域住民の保健医療の向上及び福祉増進を包括的に支援することを目的に、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置されました。

【地域包括支援センターの主な業務】

- 介護予防ケアマネジメント（要支援１・２のケアプラン作成）
- 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- 高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護
- 支援困難事例への対応
- 地域ケア会議の開催

② 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者を対象に、介護予防ケアプランを作成（避難先自治体の居宅介護支援事業所へ委託）しサービス利用評価を行っています。要介護者から要支援に移行する場合は説明を十分に行うなど、利用者の自立支援と介護予防のため、適切な介護予防ケアプラン作成に努めます。

【参考：地域支援事業の実施状況】

(円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護予防・日常生活支援総合事業	23,055,286	23,861,392	24,500,000
訪問介護相当サービス	3,566,247	3,747,830	3,900,000
通所介護相当サービス	16,004,637	16,610,270	17,000,000
介護予防ケアマネジメント	2,434,880	2,434,920	2,500,000
一般介護予防事業	1,049,522	1,068,372	1,100,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	18,231,586	19,760,478	20,300,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	18,231,586	16,576,672	17,000,000
任意事業	0	3,183,806	3,300,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	2,997,000	2,997,900	3,300,000
在宅医療・介護連携推進事業	0	0	0
生活支援体制整備事業	999,000	999,900	1,100,000
認知症初期集中支援推進事業	0	0	0
認知症地域支援・ケア向上事業	999,000	999,000	1,100,000
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0
地域ケア会議推進事業	999,000	999,000	1,100,000

基本目標4 被災高齢者支援の推進

1 原発避難者特例法に基づく特例事務

原発避難者特例法に基づき、町での対応が困難な事務を避難先自治体で処理することができる特例が設けられています。町民が避難先で必要なサービスを利用できるよう、避難先自治体との連携を図り、適切な対応に努めます。

- 要支援・要介護認定等に関する事務（介護保険法）
- 介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）
- 養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）

2 複合施設を中心にした支援体制の確保

町外に設置した高齢者サポート拠点を中心として、生活相談や交流の場づくりを行い、高齢者等の地域での孤立を防ぎ、生活を支援します。サポート拠点では介護予防や健康教育等を実施します。

3 地域支え合い体制づくり

高齢者等への見守り活動等を行うため、関係団体との連携を強化するとともに、高齢者ひとり暮らし等の住まいに緊急通報システムを整備し、見守りネットワークづくり等に取り組みます。

4 高齢者施設の復旧

町内でサービスを提供していた介護保険サービス施設等の復旧に関しては、県及び避難先自治体との調整を図りながら、事業再開のための支援に努めます。

5 国・県等への要望

医療保険料や介護保険料の減免、医療費の一部負担金及び介護保険サービスの利用者負担の免除については、令和7年2月末までの継続が決定しています。長期化する避難生活における負担は受け入れがたい状況がみられることから、国・県等に対して減免の延長やその他必要な支援策について要望していきます。

第5章 介護保険サービスの見込み・保険料

1 計画期間の高齢者数・要介護認定者数の推計

【実績及び計画期間の推計人口】

(人・%)

	実績			推計		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総人口	5,695	5,551	5,477	5,325	5,214	5,108
0～39 歳	1,827	1,734	1,657	1,590	1,546	1,486
構成比	32.1	31.2	30.3	29.9	29.6	29.1
40～64 歳	1,766	1,732	1,704	1,635	1,573	1,537
構成比	31.0	31.2	31.1	30.7	30.2	30.1
65 歳以上	2,102	2,085	2,116	2,100	2,095	2,085
高齢化率	36.9	37.6	38.6	39.4	40.2	40.8
65～74 歳	1,059	1,023	1,020	985	949	898
構成比	50.4	49.1	48.2	46.9	45.3	43.1
75 歳以上	1,043	1,062	1,096	1,115	1,146	1,187
構成比	49.6	50.9	51.8	53.1	54.7	56.9

※実績は各年9月末現在 住民基本台帳

参考:令和12年 総人口 4,670人、高齢化率 42.8%、令和32年 総人口 2,803人、高齢化率 50.4%

【実績及び推計要支援・要介護認定者数】

(人・%)

	実績			推計		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
要支援・要介護 認定者合計	503	481	486	486	483	480
要支援1	58	51	58	55	54	53
要支援2	64	56	51	55	55	53
要介護1	101	102	99	101	102	102
要介護2	99	93	89	89	89	90
要介護3	76	72	71	77	75	75
要介護4	60	61	69	65	65	64
要介護5	45	46	49	44	43	43
認定率	23.9	23.1	22.9	23.1	23.1	23.0

※実績は各年9月末現在 介護保険事業状況報告

参考:令和12年 要支援・要介護認定者数 478人、令和32年 要支援・要介護認定者数 391人

2 居宅サービスの推進

2-1 訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が要支援・要介護認定者等の居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の家事援助、生活等に関する相談・助言等を行うサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	94	83	93	72	94	59
利用回数(回／月)	2,249	2,005	2,230	1,861	2,249	1,692
給付費(千円)	82,537	74,554	81,809	67,774	82,583	62,704

※給付実績の利用人数・回数については、令和3・4年度は介護保険事業状況報告年報を月平均に、令和5年度は9月月報までを月平均に換算しており、給付費は年度分を示しています。(予定・以下同様)

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	66	65	74
利用回数(回／月)	1,571	1,536	1,695
給付費(千円)	59,162	57,924	63,847

2-2 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

自宅での入浴が難しい要介護者等の自宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	3	3	3	5	3	3
利用回数(回／月)	22	22	22	28	22	17
給付費(千円)	3,523	3,810	3,525	4,684	3,525	2,858

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	0	0	0	0	0	0
利用回数(回／月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	4	4	4
利用回数(回／月)	19	19	19
給付費(千円)	3,037	3,041	3,041

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	0	0	0
利用回数(回／月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

2-3 訪問看護、介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要介護者等の居宅を訪問して、療養上の世話や家族への相談・助言、診療の補助等を行うサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	40	36	40	36	40	40
利用回数(回／月)	356	279	356	317	356	357
給付費(千円)	24,332	20,334	24,345	22,566	24,345	27,002

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	5	4	6	4	6	4
利用回数(回／月)	54	47	65	42	65	91
給付費(千円)	2,311	1,805	2,774	1,738	2,774	4,084

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	42	41	41
利用回数(回／月)	455	447	447
給付費(千円)	34,687	33,780	33,780

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	3	3	3
利用回数(回／月)	36	36	36
給付費(千円)	1,635	1,637	1,637

2-4 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所の理学療法士や作業療法士が、要介護者等の居宅を訪問して、理学療法や作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	18	12	18	12	18	11
利用回数(回／月)	195	148	195	141	195	117
給付費(千円)	7,685	5,862	7,690	5,470	7,690	4,469

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	1	0	1	1	1	1
利用回数(回／月)	4	2	4	6	4	9
給付費(千円)	141	50	141	272	141	387

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	15	15	15
利用回数(回／月)	142	142	142
給付費(千円)	5,465	5,472	5,472

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	0	0	0
利用回数(回／月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

2-5 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

要介護者等に対して、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が自宅を訪問して行う療養上の管理、指導等を行うサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	78	77	78	73	79	69
給付費(千円)	11,031	10,201	10,990	10,029	11,154	9,999

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	1	1	1	1	1	3
給付費(千円)	82	122	82	73	82	220

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	71	70	69
給付費(千円)	10,284	10,169	10,029

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

2-6 通所介護

要支援・要介護認定者が、デイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	114	109	115	106	115	95
利用回数(回／月)	1,399	1,411	1,409	1,303	1,408	1,175
給付費(千円)	145,520	151,533	146,448	139,300	146,316	125,430

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	103	100	106
利用回数(回／月)	1,272	1,226	1,290
給付費(千円)	133,186	127,881	133,972

2-7 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

要支援・要介護認定者が、介護老人保健施設や病院、診療所に通い、心身の機能維持の回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを受けるサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	33	35	33	35	33	36
利用回数(回／月)	226	274	226	249	226	246
給付費(千円)	25,482	31,029	25,497	27,519	25,497	27,418

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	10	10	11	8	12	8
給付費(千円)	4,274	4,633	4,794	3,520	5,312	3,397

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	38	39	38
利用回数(回／月)	232	238	232
給付費(千円)	25,839	26,452	25,473

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	8	8	8
給付費(千円)	3,334	3,338	3,338

2-8 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期間入所して、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援を受けるサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	29	24	30	25	31	24
利用回数(日／月)	302	243	317	252	324	227
給付費(千円)	34,289	28,376	36,091	29,198	36,842	27,087

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	1	1	1	1	1	1
利用回数(日／月)	8	4	8	11	8	6
給付費(千円)	705	370	705	784	705	576

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	22	22	20
利用日数(日／月)	161	161	143
給付費(千円)	17,366	17,388	15,345

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	2	2	2
利用日数(日／月)	8	8	8
給付費(千円)	819	820	820

2-9 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

老人保健施設等へ短期間入所して、機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援を受けるサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	5	3	5	4	5	3
利用回数(日／月)	14	18	14	19	14	13
給付費(千円)	2,019	2,424	2,020	2,833	2,020	1,779

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	0	0	0	0	0	0
利用回数(日／月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	4	4	4
利用日数(日／月)	20	20	20
給付費(千円)	2,629	2,632	2,632

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	0	0	0
利用日数(日／月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

2-10 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホーム・ケアハウス等）に入所している要介護者等に対して提供される入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練及び療養上の支援を受けるサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	27	30	27	29	27	26
給付費(千円)	71,904	79,969	71,943	76,705	71,943	67,538

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	3	1	3	0	3	0
給付費(千円)	2,329	378	2,330	0	2,330	0

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	26	26	26
給付費(千円)	65,571	65,654	65,654

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

2-11 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

要介護者等に対して、日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	159	153	160	153	159	145
給付費(千円)	29,900	29,569	30,161	29,614	29,966	29,293

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	17	19	17	21	17	23
給付費(千円)	1,027	1,336	1,027	1,381	1,027	1,618

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	151	149	149
給付費(千円)	27,163	26,641	26,608

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	25	25	24
給付費(千円)	1,758	1,758	1,702

2-12 特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費

入浴または排泄用の福祉用具の購入費用の一部を給付するサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	1	2	1	1	1	2
給付費(千円)	285	925	285	524	285	888

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	1	0	1	0	1	0
給付費(千円)	324	67	324	73	324	0

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	2	2	2
給付費(千円)	852	852	852

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	2	0	0
給付費(千円)	870	0	0

2-13 住宅改修、介護予防住宅改修

段差の解消や手すりの設置などの小規模な住宅改修の費用の一部を給付するサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	1	1	1	1	1	1
給付費(千円)	1,453	990	1,453	955	1,453	910

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	1	0	1	0	1	0
給付費(千円)	364	679	364	82	364	0

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	1	1	1
給付費(千円)	943	943	943

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	1	1	1
給付費(千円)	1,017	1,017	1,017

2-14 居宅介護支援、介護予防支援

介護サービス計画及び介護予防サービス計画を作成し、計画に基づいたサービスが受けられるよう支援するサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	225	220	224	212	222	202
給付費(千円)	39,698	39,733	39,596	38,559	39,164	35,865

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	33	31	33	30	33	33
給付費(千円)	1,867	1,687	1,868	1,683	1,868	1,853

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	213	209	210
給付費(千円)	38,177	37,429	37,575

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	34	34	32
給付費(千円)	1,935	1,938	1,824

3 地域密着型サービスの推進

3-1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携して巡回または随時訪問して日常生活上及び療養上のケアを行うサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	3	6	3	5	3	4
給付費(千円)	5,245	12,591	5,248	14,414	5,248	9,787

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	7	7	7
給付費(千円)	17,180	17,202	17,202

3-2 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問または通報により、訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等、日常生活上の必要な支援を行うサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人/月)	0	1	0	1	0	0
給付費(千円)	0	1,006	0	1,211	0	0

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

3-3 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症のある高齢者がデイサービスセンター等に通い、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	0	0	0	0	0	0
利用回数(回／月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	0	0	0	0	0	0
利用回数(回／月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	0	0	0
利用回数(回／月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	0	0	0
利用回数(回／月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

3-4 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の心身の状況や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」も組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	5	4	5	2	6	2
給付費(千円)	13,313	14,016	13,321	8,198	15,807	8,321

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	0	1	0	1	0	0
給付費(千円)	0	1,074	0	1,197	0	0

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	2	2	2
給付費(千円)	8,439	8,449	8,449

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	1	1	1
給付費(千円)	1,224	1,226	1,226

3-5 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症のある高齢者に対し、その共同生活を営む住居において、入浴・排泄・食事等の介護やその他日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	21	20	21	20	21	26
給付費(千円)	69,896	72,471	70,108	76,101	70,108	97,865

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	24	24	24
給付費(千円)	83,335	83,441	83,441

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

3-6 地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の施設に入所する要介護認定者に対して、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うサービスです。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	841	0	0

予防給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	3	0	3	0	3	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0

3-7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の施設）に入所する要介護認定者に対して、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うサービスです。第9期計画期間のサービス量を見込みません。

3-8 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅と訪問看護等を組み合わせて実施されます。計画期間の利用は見込みませんが、利用ニーズ等の把握に努めます。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	1	1	1	2	1	1
給付費(千円)	6,144	4,844	6,144	10,986	6,144	4,373

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	1	1	1
給付費(千円)	4,435	4,440	4,440

3-9 地域密着型通所介護

小規模型の通所介護は、地域との連携や運営面の透明性の確保の観点から、平成28年度より地域密着型サービスに位置づけられます。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	34	26	35	23	36	24
利用回数(回／月)	321	265	333	254	345	248
給付費(千円)	30,416	24,180	31,746	23,426	33,058	23,311

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	25	25	26
利用回数(回／月)	261	261	271
給付費(千円)	24,650	24,681	25,739

4 施設サービスの推進

4-1 介護老人福祉施設

常に介護が必要で自宅での生活が困難で支援が必要な高齢者が入所し、食事や入浴などの介護を受ける施設です。利用状況を勘案して、計画期間は同程度の利用人数を見込みます。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	58	55	59	58	60	61
給付費(千円)	206,343	195,988	210,118	208,667	213,910	216,639

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	57	57	57
給付費(千円)	201,573	202,418	202,684

4-2 介護老人保健施設

病状が安定しており、リハビリテーションや看護、介護が必要な高齢者が入所し、介護や機能訓練、必要な医療を受ける施設です。利用状況を勘案して、計画期間は同程度の利用人数を見込みます。

【第8期計画・実績】

介護給付	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	17	13	17	11	17	19
給付費(千円)	64,346	47,342	64,290	43,027	65,093	69,114

【第9期計画の見込み】

介護給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	17	17	17
給付費(千円)	62,039	62,118	62,118

4-3 介護医療院(介護療養型医療施設)

長期療養が必要な方が入院し、医学的管理のもとで介護や必要な医療を受ける医療施設です。介護療養型医療施設は令和6年3月末に廃止となるため、計画期間は介護医療院の利用のみ見込みます。

【第8期計画・実績】

介護医療院	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	1	0	1	0	1	0
給付費(千円)	4,795	513	4,798	1,437	4,798	0

介護療養型医療施設	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用人数(人／月)	1	0	1	0	1	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

【第9期計画の見込み】

介護医療院	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人／月)	2	2	2
給付費(千円)	9,623	9,635	9,635

5 介護保険給付費の見込みと介護保険料の算定

5-1 給付費の実績・見込み

【介護保険給付サービス給付費実績】

(千円)

予防給付	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)介護予防サービス	11,127	9,609	11,135
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0
②介護予防訪問看護	1,805	1,738	4,084
③介護予防訪問リハビリテーション	50	272	387
④介護予防居宅療養管理指導	122	73	220
⑤介護予防通所リハビリテーション	4,633	3,520	3,397
⑥介護予防短期入所生活介護	370	784	576
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	378	0	0
⑨介護予防福祉用具貸与	1,336	1,381	1,618
⑩介護予防特定福祉用具販売	67	73	0
⑪住宅改修	679	82	0
⑫介護予防支援	1,687	1,683	1,853
(2)地域密着型介護予防サービス	1,074	1,197	0
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	1,074	1,197	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
予防給付費計	12,201	10,803	12,135

* 令和5年度は9月月報までの累計値

* 100 円単位を端数調整しているため合計が合わない箇所がある(以下同様)

(千円)

介護給付	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス	479,349	456,043	423,241
① 訪問介護	74,554	67,774	62,704
② 訪問入浴介護	3,810	4,684	2,858
③ 訪問看護	20,334	22,566	27,002
④ 訪問リハビリテーション	5,862	5,470	4,469
⑤ 居宅療養管理指導	10,201	10,029	9,999
⑥ 通所介護	151,533	139,300	125,430
⑦ 通所リハビリテーション	31,029	27,519	27,418
⑧ 短期入所生活介護	28,376	29,198	27,087
⑨ 短期入所療養介護	2,424	2,833	1,779
⑩ 特定施設入居者生活介護	79,969	76,705	67,538
⑪ 福祉用具貸与	29,569	29,614	29,293
⑫ 特定福祉用具購入費	925	524	888
⑬ 住宅改修	990	955	910
⑭ 居宅介護支援	39,733	38,559	35,865
(2) 地域密着型サービス	129,108	135,177	143,657
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12,591	14,414	9,787
② 夜間対応型訪問介護	1,006	1,211	0
③ 認知症対応型通所介護	0	0	0
④ 小規模多機能型居宅介護	14,016	8,198	8,321
⑤ 認知症対応型共同生活介護	72,471	76,101	97,865
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	841	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	4,844	10,986	4,373
⑨ 地域密着型通所介護	24,180	23,426	23,311
(3) 介護保険施設サービス	243,843	253,131	285,753
① 介護老人福祉施設	195,988	208,667	216,639
② 介護老人保健施設	47,342	43,027	69,114
③ 介護医療院	513	1,437	0
④ 介護療養型医療施設	0	0	0
介護給付費計	852,260	844,350	852,650

* 令和5年度は9月月報(9月サービス提供分)までの累計値

【介護保険給付サービス給付費の推計】

(千円)

予防給付	令和6年度 推計	令和7年度 推計	令和8年度 推計	令和 22 年度 推計
(1)介護予防サービス	11,368	10,508	10,338	10,452
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	1,635	1,637	1,637	1,637
③介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
④介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0
⑤介護予防通所リハビリテーション	3,334	3,338	3,338	3,338
⑥介護予防短期入所生活介護	819	820	820	820
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑨介護予防福祉用具貸与	1,758	1,758	1,702	1,758
⑩介護予防特定福祉用具販売	870	0	0	0
⑪住宅改修	1,017	1,017	1,017	1,017
⑫介護予防支援	1,935	1,938	1,824	1,882
(2)地域密着型介護予防サービス	1,224	1,226	1,226	1,226
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	1,224	1,226	1,226	1,226
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
予防給付費計	12,592	11,734	11,564	11,678

(千円)

介護給付	令和6年度 推計	令和7年度 推計	令和8年度 推計	令和 22 年度 推計
(1)居宅サービス	424,361	416,258	425,223	432,037
①訪問介護	59,162	57,924	63,847	63,019
②訪問入浴介護	3,037	3,041	3,041	2,281
③訪問看護	34,687	33,780	33,780	35,170
④訪問リハビリテーション	5,465	5,472	5,472	5,860
⑤居宅療養管理指導	10,284	10,169	10,029	10,495
⑥通所介護	133,186	127,881	133,972	131,683
⑦通所リハビリテーション	25,839	26,452	25,473	27,032
⑧短期入所生活介護	17,366	17,388	15,345	17,388
⑨短期入所療養介護	2,629	2,632	2,632	2,632
⑩特定施設入居者生活介護	65,571	65,654	65,654	67,847
⑪福祉用具貸与	27,163	26,641	26,608	27,803
⑫特定福祉用具販売	852	852	852	852
⑬住宅改修	943	943	943	943
⑭居宅介護支援	38,177	37,429	37,575	39,032
(2)地域密着型サービス	138,039	138,213	139,271	139,105
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	17,180	17,202	17,202	13,016
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	0	0	0	0
④小規模多機能型居宅介護	8,439	8,449	8,449	8,449
⑤認知症対応型共同生活介護	83,335	83,441	83,441	86,665
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
⑧看護小規模多機能型居宅介護	4,435	4,440	4,440	4,440
⑨地域密着型通所介護	24,650	24,681	25,739	26,535
(3)介護保険施設サービス	273,235	274,171	274,437	256,094
①介護老人福祉施設	201,573	202,418	202,684	199,363
②介護老人保健施設	62,039	62,118	62,118	51,914
③介護医療院	9,623	9,635	9,635	4,817
介護給付費計	835,635	828,642	838,931	827,236

各サービスの給付費とともに、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料及び地域支援事業費が介護保険料算定対象となります。

【介護保険給付費の推計】

(円)

	第9期				令和22年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	
総給付費[A]	848,227,000	840,376,000	850,495,000	2,539,098,000	838,914,000
介護予防給付費	12,592,000	11,734,000	11,564,000	35,890,000	11,678,000
介護給付費	835,635,000	828,642,000	838,931,000	2,503,208,000	827,236,000
特定入所者介護サービス等給付額	16,429,149	16,348,398	16,077,616	48,855,163	16,467,128
高額介護サービス費等給付額	0	0	0	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	0	0	0	0	0
審査支払手数料	813,714	808,698	759,150	2,381,562	789,516
小計[B]	17,242,863	17,157,096	16,836,766	51,236,725	17,256,644
標準給付費見込額 [C=A+B]	865,469,863	857,533,096	867,331,776	2,590,334,725	856,170,644
地域支援事業費[D]	49,200,000	49,200,000	49,200,000	147,600,000	39,386,547
総給付費等 [E=C+D]	914,669,863	906,733,096	916,531,766	2,737,934,725	895,557,191

5-2 保険料の設定

第9期計画期間である令和6年から令和8年について、本町におけるサービス給付費とその他サービス給付費、審査支払手数料を合わせた標準給付見込額、地域支援事業費見込額、調整交付金見込額等を加え、保険料収納必要額を積算し、被保険者数から保険料基準額を算出します。

【第1号被保険者保険料の算定】

(円・人)

	第9期		令和22年度
標準給付費見込額	2,590,334,725		856,170,644
地域支援事業費	147,600,000		39,386,547
合 計	2,737,934,725		895,557,191
第1号被保険者負担分相当額(23%)	629,724,987		232,844,870
調整交付金相当額	133,206,736		43,775,896
調整交付金見込交付割合	3年平均 5.65%		9.22%
後期高齢者加入割合補正係数	3年平均 0.9849		0.8497
所得段階別加入割合補正係数	3年平均 0.9867		0.9858
調整交付金見込額	195,438,000		80,723,000
財政安定化基金拠出金見込額(0%)	0		0
財政安定化基金償還金	0		0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0		0
準備基金の残高	0		0
準備基金取崩額	0		0
保険料収納必要額	567,493,723		195,897,765
予定保険料収納率	100.0%		100.0%
3年間の段階別第1号被保険者数合計	第1段階	879	242
	第2段階	713	196
	第3段階	543	150
	第4段階	733	202
	第5段階	1,208	332
	第6段階	969	267
	第7段階	627	173
	第8段階	276	76
	第9段階	114	32
	第10段階	69	19
	第11段階	39	11
	第12段階	18	5
	第13段階	92	25
	合計	6,280	1,730
所得段階別加入割合補正後被保険者数	6,192		1,706
保険料基準月額(第5段階)	7,638		9,569
保険料基準年額(第5段階)	91,600		114,828

【所得段階別基準額に対する保険料の負担割合及び保険料年額】

段階	対象者	基準所得金額 (合計所得)	基準額に 対する割合	保険料(円)	
				年額	月額
第1段階	生保・老齢福祉 年金受給	80 万円以下	× 0.455 (× 0.285)	41,600 (26,100)	3,475 (2,177)
第2段階	住民税非課税世帯	120 万円以下	× 0.685 (× 0.485)	62,700 (44,400)	5,232 (3,704)
第3段階	住民税非課税世帯	120 万円超	× 0.69 (× 0.685)	63,200 (62,700)	5,270 (5,232)
第4段階	住民税課税世帯	80 万円以下	× 0.90	82,400	6,874
第5段階	住民税課税世帯で 本人非課税	—	× 1.00	91,600	7,638
第6段階	住民税本人課税	120 万円未満	× 1.20	109,900	9,166
第7段階	住民税本人課税	210 万円未満	× 1.30	119,000	9,929
第8段階	住民税本人課税	320 万円未満	× 1.50	137,400	11,457
第9段階	住民税本人課税	420 万円未満	× 1.70	155,700	12,985
第 10 段階	住民税本人課税	520 万円未満	× 1.90	174,000	14,512
第 11 段階	住民税本人課税	620 万円未満	× 2.10	192,300	16,040
第 12 段階	住民税本人課税	720 万円未満	× 2.30	210,600	17,567
第 13 段階	住民税本人課税	720 万円以上	× 2.40	219,800	18,331

※第1段階、第2段階、第3段階は消費税引き上げに伴う社会保障充実分として、保険料が公費負担により軽減されます。保険料負担割合はそれぞれ 0. 285、0. 485、0. 685 となります。

※年額は 100 円未満切り捨てで表示しています。

資 料

1 条例・規則

双葉町福祉計画推進協議会設置条例

(令和5年6月14日
条例第19号)

(設置)

第1条 双葉町における福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、双葉町福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査及び審議するものとする。

- (1) 福祉に係る計画の策定及び変更に関すること
- (2) 福祉に係る計画の推進及び進捗管理に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が計画の推進のために必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉又及び保健団体等の代表者
- (3) 地域団体の代表者等
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委嘱された委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長の命を受け、専門的事項を調査及び審議する。

(部会長及び副部会長)

第8条 専門部会に、専門部会の委員の互選により部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第9条 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 会議に出席した者は、職務上又は会議を通じて知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(双葉町高齢化対策推進委員会条例の廃止)

第2条 双葉町高齢化対策推進委員会条例(平成2年双葉町条例第2号)は、廃止する。

2 委員名簿

双葉町福祉計画推進協議会委員

No.	所属団体等	委 員 名	備 考
1	双葉郡医師会	白土 正人	
2	双葉町民生児童委員協議会	大橋 正子	
3	双葉町社会福祉協議会	高野 泉	
4	社会福祉法人ふたば福祉会	木幡 智清	
5	社会福祉法人ふたば福祉会 特別養護老人ホームせんだん	山本 一弥	委員長
6	双葉町教育委員会	高野 春美	
7	双葉町老人クラブ連合会	前田 洋海	
8	双葉町スポーツ推進委員会	箭内 充	
9	双葉町婦人会	谷津田 敬子	
10	双葉町結婚対策協議会	木幡 昌也	副委員長

3 策定経過

年月日	実施内容、会議等	主な協議事項
令和5年8月10日～31日	双葉町高齢者調査実施	介護予防・日常生活ニーズ調査 在宅介護実態調査
令和6年1月23日	第1回双葉町福祉計画推進協議会	・双葉町第9期介護保険事業計画及び高齢者 保健福祉計画（案）について
令和6年2月20日	第2回双葉町福祉計画推進協議会	・双葉町第9期介護保険事業計画及び高齢者 保健福祉計画（案）について
令和6年3月18日	第3回双葉町福祉計画推進協議会	・双葉町第9期介護保険事業計画及び高齢者 保健福祉計画策定について

4 計画の推進にむけた項目整理表

指 標	現 状	計画期間
いわき市南部(勿来酒井地区)復興公営住宅周辺を仮の日常生活圏域として、高齢者人口の動向を把握	—	定期的に把握
自立支援・重度化予防のための介護予防事業の実施	巡回して実施	巡回で実施及び勿来酒井地区での実施を目標
地域支え合い活動の実施	一部実施	いわき市南部復興住宅のサポートセンターで実施
成年後見制度利用支援 件数	0件	1件
自立支援型地域ケア会議の開催	未実施	実施
認知症サポーター養成講座	平成 30 年度から実施	継続して実施
退院調整ルール の普及	平成 28 年度に策定	普及・啓発
コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置	平成 30 年度から配置	継続して実施
協議体の設置	平成 30 年度から設置	継続して実施
認知症初期集中支援チームの活動	平成 30 年度から設置	継続して実施
認知症ケアパスの活用	平成 30 年度に作成	活用・啓発
認知症カフェの開催	平成 30 年度から開催	継続して開催
要介護認定の適正化	実施	継続して実施
ケアプランの点検	令和4年度から実施	継続して実施
住宅改修等の点検(住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査)	一部実施	継続して実施
縦覧点検・医療情報との突合	実施(国保連委託)	継続して実施
介護給付費通知	実施	継続して実施

双葉町第9期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画

発行：令和6年3月

双葉町役場 健康福祉課

〒979-1495

福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4

電話 0240-33-0131（直通）